

平成30年第4回岩泉町議会  
定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	6
一般質問	6
2番 畠山和英議員	6
5番 三田地久志議員	15
7番 坂本 昇議員	21
10番 合砂丈司議員	30
6番 林崎竟次郎議員	35
3番 小松ひとみ議員	44
13番 野館泰喜議員	48
報告第1号～報告第3号の上程、報告	56
・報告第 1号 上町団地災害公営住宅整地工事の請負変更契約締結の専決処分 について	
・報告第 2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分につい て	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告第 3号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について</li> </ul>	
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意第 1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて</li> </ul>	
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 11号 普通河川江川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて</li> </ul>	
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 12号 準用河川小本川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて</li> </ul>	
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 13号 学校林造成特別基本財産の処分に関し議決を求めることについて</li> </ul>	
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 14号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて</li> </ul>	
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて</li> </ul>	
議案第1号～議案第10号の上程、説明、委員会付託	69
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</li> <li>・議案第 2号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について</li> <li>・議案第 3号 岩泉町小本川災害危険区域に関する条例について</li> <li>・議案第 4号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について</li> <li>・議案第 5号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条</li> </ul>	

例について

・議案第 6 号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）	
・議案第 7 号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
・議案第 8 号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
・議案第 9 号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）	
・議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）	
請願第4号の上程、説明、委員会付託	72
・請願第 4 号 消費税10%増税の中止を求める請願	
散会の宣告	73

第 2 号 （12月7日）

出席議員	75
欠席議員	75
職務のため議場に出席した者の職・氏名	76
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	76
議事日程	77
開議の宣告	79
議事日程の報告	79
議案第1号～議案第10号の委員長報告、質疑、討論、採決	79
・議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	
・議案第 2 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について	
・議案第 3 号 岩泉町小本川災害危険区域に関する条例について	
・議案第 4 号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について	
・議案第 5 号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 6 号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）	
・議案第 7 号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	

・議案第 8 号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
・議案第 9 号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）	
・議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）	
請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	83
・請願第 4 号 消費税10%増税の中止を求める請願	
平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員会の調査結果について	84
閉会の宣告	85
署名	87

平成30年第4回岩泉町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成30年11月22日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	平成30年12月 5日 午前10時00分				
	散 会	平成30年12月 5日 午後 3時19分				
出席及び欠席議員  出席14人 欠席 0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひとみ	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟次郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

会議録署名議員	7 番	坂 本 昇	8 番	三田地 和 彦
	9 番	菊 地 弘 巳		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 平成30年第4回岩泉町議会定例会

## 議事日程(第1号)

平成30年12月 5日(水曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 報告第1号 上町団地災害公営住宅整地工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 6 報告第2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

日程第 7 報告第3号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

日程第 8 同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第 9 議案第11号 普通河川江川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第10 議案第12号 準用河川小本川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第11 議案第13号 学校林造成特別基本財産の処分に関し議決を求めることについて

日程第12 議案第14号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

日程第13 議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて

日程第14 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

- 日程第15 議案第2号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第3号 岩泉町小本川災害危険区域に関する条例について
- 日程第17 議案第4号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第5号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第6号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第7号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 請願第4号 消費税10%増税の中止を求める請願

散会の宣告



---

◎開会の宣告

- 議長（加藤久民君） ただいまから平成30年第4回岩泉町議会定例会を開会します。
- ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。
- 議案はお手元に配りましたとおりです。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

- 議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。
- 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、坂本昇君、8番、三田地和彦君、9番、菊地弘巳君を指名します。

---

◎会期の決定について

- 議長（加藤久民君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
- お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、11月30日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日から12月7日までの3日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日から12月7日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び平成30年10月から11月までの宮古地区広域行政組合議会、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、畠山和英君。はい、どうぞ。

〔2番 畠山和英君登壇〕

○2番（畠山和英君） おはようございます。2番、畠山和英です。平成30年第4回岩泉町議会定例会に当たり、直面する町政運営課題の一端について一般質問を行います。

質問に先立ち、平成30年も早いもので年の瀬を迎えました。中居町政も間もなく1年、来年度予算の確定に向けて予算編成方針を定め、鋭意編成作業に取り組まれていることと思います。

これまでの間、一昨年の台風禍からの復旧、復興に全力で取り組み、道路、河川など公共土木災害復旧事業はほぼ発注を終えるとともに、被災者の仮設住宅からの解消に向け、災害公営住宅、住宅移転地の本年度中の竣工を目指すなど、生活の再建が図られています。また、県においては、小本川と安家川の河川改修工事も着手され、町内各地で大事業が本格的に稼働しています。

来年度は、台風災害からの復旧、復興がさらに進むことを期待し、復興後の先を見据えた町の発展を目指した振興施策を推進する予算編成がされるよう切に望むものであります。

それでは、質問に入ります。まず初めに、ふれあいランド岩泉の再生整備について伺います。今冒頭で述べましたように、被災者の生活再建など、町の復旧、復興事業が進んでいます。町民の次の関心事の一つは、ふれあいランド岩泉はどのようになるのか、この整備に注目が移っています。

私は、平成29年第2回定例会の一般質問で、台風災害からの復興に係る施策の推進に当たっては、1つ目は迅速でスピード感を持った取り組み、2つ目は被災者、被災地域の立場に立った柔

軟な対応、3つ目は住民の夢、希望を実現する将来に期待が持てるものにすることが大事であると述べました。

災害復旧事業は、制度上、原形復旧が原則で、なかなか思うような整備ができない側面があります。ふれあいらんど岩泉の再生整備に当たっては、今触れました住民の夢、希望を実現する将来に希望を持てる施設として、災害からの復興公園として位置づけて、被災前に増してグレードアップした再生整備ができないものかと考えます。

ふれあいらんどエリア内の森林空間とともに、今県事業で河川改修工事が進められている河川の親水空間を含め、森林と水の町にふさわしいシンボリックな交流拠点として、例えば復興のモニメントはもとより、森林、林間の整理伐、町民や復旧、復興に携わった方など、町にゆかりのある人々の参加によるヤマザクラやツツジなど花木の植栽を施すなど、町民、来場者などが森林、樹木、水、川に触れ、親しみ、遊ぶことができるような交流拠点ができないか、ささやかな愚考を望んでやみません。

ふれあいらんど岩泉の整備の方向性について、現在検討、協議が進められ、青写真を描いていることと思います。この再生整備に当たってのコンセプト、被災した多目的広場、パークゴルフ場を含めて、整備する施設、設備の内容、配置はどのようにするお考えか、整備スケジュールを含め、計画内容の全体像を具体的にお示し願います。

中でも、多目的広場の陸上競技場については、400メートル全天候型陸上トラックの復活が望まれます。エリアスペースの関係でフルにレーンがとれない場合は、6レーンでもできる範囲で整備をすべきであります。町長のご所見を伺います。

次に、買い物弱者支援対策について伺います。本町は、過疎化や少子高齢化が進行しているところに、大震災、台風禍と2度にわたる大災害に見舞われ、人口減少に拍車がかかっています。商圈人口の減少とともに商店が廃業し、小売業者はどんどん減って、一次生活圏と申しますか、おおむね小学校学区の地域においては、お店がなくなってきているところが出ています。

集落を回って日常の買い物の場を提供している移動販売の現状は、関係者から聞き取ったところ、保冷設備を備えた販売が3事業者、保冷設備がない販売車が数台動いています。このほか町外から移動販売車が入ってきています。しかしながら、現在動いているこの移動販売事業者の方々は異口同音に、売り上げが減って不採算の状況が続けば継続が可能か不安との声が聞かれます。現実に近年、小川地区では1業者、大川地区では2業者がやめています。

いわゆる買い物弱者の問題は、全国的な課題でもあり、各地方公共団体ではさまざまな支援の取り組みが見られます。国においては、この問題解決に向けて、関係省庁でも地方自治体の対応を支援する動きも出ています。

本町においても、買い物弱者の問題はますます深刻化しており、町として買い物弱者支援対策に正面から取り組む時期に来ています。町が主導して、移動販売事業者、住民、関係団体などが相互に協議、連携し、この解決に向けた調査研究を行い、具体的な支援対策を講ずるべきであります。

町では、移動販売事業の応援を含めて買い物弱者支援対策にどのように取り組んでいくお考えか、町長のご所見を伺います。

以上でございます。よろしく答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、島山和英議員のご質問にお答えを申し上げたいと、このように思います。

まず初めに、ふれあいランド岩泉の再生整備についてであります。議員ご提言の台風災害からの復興のシンボリックな交流拠点施設としての整備は、今後の復旧、復興を進める上で、町民の皆様にご希望を与えるために大変重要であると私も意を同じくするものであります。一方で、河川改修工事により大幅に面的な制約が生じる中で、何ができるか、さまざまなご意見をお聞きしながら検討してまいりたいと、このように存じております。

現在施設の再生整備につきましては、関係機関、関係部署との協議を重ねているところであり、基本的なスタンスといたしましては、失われた機能である陸上競技場、サッカー場及びパークゴルフ場を再整備する方向で現在検討を進めているところであります。

陸上競技場につきましては、先ほど申し上げましたように、河川改修工事により大幅に用地が削られることとなりますので、被災前と同規模の施設とすることは極めて困難な状況であるところでございます。土砂埋め立て後の敷地に可能な限りのレーン数を確保できるよう、設計段階で煮詰めてまいりたいと、このように考えております。

さらに、パークゴルフ場につきましては、現在のふれあい農園の東側の用地を活用し、18ホール施設の整備する方向でただいま検討を重ねているところでございます。

今後におきましては、早急に町としての方針を定め、議会等に対しご説明を申し上げていきたいと、このように考えているところであります。

なお、今後のスケジュールであります。10億円を超える大事業になることが予想され、来年度以降基本設計に1年、詳細設計に1年、工事に2年から3年かかる見込みであり、施設の完成までには4年から5年の期間を要するものと思われませんが、財源の確保も含め、可能な限りスピード感を持って、早期に完成するよう努めてまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、買い物弱者支援対策についてであります。広大な面積の中に小集落が点在をするとともに、過疎化や少子高齢化が進む本町におきましては、大きな課題であると認識をしているところであります。

移動販売につきましては、買い物弱者の問題を解決する際に欠かすことのできない重要な手段の一つであると、このようにも認識をしておりますので、町内で営業している移動販売事業者の方々からの聞き取りによる課題の掘り起こし、商工業の指導団体でもあります岩泉商工会様との連携により、行政としてどのような協力が可能なのか、情報を共有してまいりたいと考えております。

買い物弱者の問題は、いわゆる交通弱者と言われる方々等、交通や福祉の幅広い分野にかかわるものであり、過疎地域にとっては、今後ますます大きな課題となりますことから、他市町村等の情報収集も行いながら、総合的に調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 2番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ご答弁ありがとうございます。抽象的なご答弁と申しませうか、あと触れていないところもありますので、確認を含めまして再質問させていただきます。よろしくお願います。

まず、ふれあいランドについてであります。ふれあいランドについては、平成29年度に再生整備計画の委託をしております。それを受けて今年度、平成30年度には、担当課あるいは関係課、庁舎内で鋭意これについて検討してきているかと思えます。そして、新年度は整備に向けということだと思えますが、まずこの検討している中身で、やっぱり検討するに当たってのコンセプト、

理念、再生整備に当たっても、どういう基本的な考えで進めるのかと。今町長からシンボリックな交流拠点としては整備するという方向でご答弁いただきましたが、これについて検討している中で、どういうふうな考えで進めてきたのか、まずそれについてお聞きします。つまり財政サイドを説得する、あるいは町民の理解を得るために、まずそれが必要なのかなと思います。その点についてまずお尋ねします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

先ほど町長からの答弁でもございましたが、失われたものをまず再生というような基本的なスタンスで取り進めておりました。その後に限られた範囲での取り組みということになりますので、その中で公園的な部分というところもお話ございましたけれども、限られた中ということでございますので、まずは失われたものの再生というところの基本的なスタンスで取り組んでまいりました。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それでは、何点か具体的に伺います。

まず、パークゴルフ場が公園内のエリア内の上部に移って整備をするということでありまして。そうしますと、その中の林と申しまししょうか、森と申しまししょうか、そこは大分なくなるわけにありますけれども、若干残るのかどうか。もし残っているのであれば、その整理伐等々もやって整備して、森林空間としての整備が図られればいいのかと思うわけですが、それについてはどのようにしているものなのでしょうか、伺います。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、答弁願います。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

ふれあいらんの施設の用地の範囲ということでございますけれども、ふれあい農園の上の森林部分につきましては、民地ということになっておりますので、町有地ということであれば、パークゴルフ場、ふれあい農園のところまでが町有地ということになりますので、森林部分としてはまずほとんどなくなるかなと思っておりました。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） パークゴルフ場を整備する中で、それらも含めてやっていただければと思

います。

それで、質問で若干触れました、直接は関係ないのですが、隣接する河川の改修工事が今進められています。それについては県事業ではありますけれども、単なる両岸に堤防ができて川が見えないとか、あるいはなかなか行きにくいとか、そういうふうになるのか、あるいはやっぱり行きやすくして水に触れる、親水空間にできるような整備を要望しているのか、あるいは今後それについてやっていくのかどうか含めてご答弁いただきます。お願いします。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

堤防に関しましては、傾斜がある程度緩いような形ということで、川におりられるというような状況ではございますけれども、やはり危険というところもございまして、皆さんに川のほうにおりていただいて何かというような考え方はちょっと今ございません。消防水利として、消防団等の消防活動について、川のほうにおりられるというような状況で県との協議をされているところではございますが、当課といたしましては、まず川におりていただくというところはちょっと控えたいと思っております。そのほかで、水を例えばおかのほうにくみ上げての水の利用というようなところであれば、今後県との協議を重ねながら取り組んでいけるかなとは考えております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 再確認ですが、ふれあいらんど側の河川のほうにも堤防ができるのですか。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） 堤防という形ではなくて、なだらかな傾斜がつくというような表現でございました。大変申しわけありません。

○議長（加藤久民君） あわせて景観上の関係で見えなくなるとか、そういう趣旨の質問だと思いますけれども。堤防の高さの問題です。

○経済観光交流課長（中川英之君） 大変失礼しました。

堤防のような形で高さがあるものが、壁的なものができるというわけではございませんので、陸上競技場の高さから川になだらかにおりるということですので、景観上は見えるということになります。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それでは、パークゴルフ場が公園の上部に移るということでありますけれども、そうしますと、あそこにありますふれあい農園とか体験農園、それらはどうなるのですか。なくなるわけでしょうか、残るのですか。お願いします。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） 一番山側のふれあい農園につきましては、そのまま活用するということになりまして、その下の部分の町民農園でございますが、そちらはパークゴルフ場の一部として活用していきたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それでは次に、多目的広場の整備について伺います。再整備する方向で多目的広場、陸上競技場、その中のフィールドを整備するというふうに解しましたが、そうしますとこれまでのように全天候舗装のトラックの整備にするということによろしいでしょうか。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

議員のおっしゃるとおりということで、全天候型で検討しております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ありがとうございます。それで、あとエリアの関係で、私は6レーンぐらいとれないかなとご質問しましたが、これについては何レーンをとれそうでしょうか。お願いします。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） 現在は6レーンが最大ではないかということで検討しておりますが、いずれあそこのとれる範囲内のレーン数としたいと考えておりますが、これまでの8レーンというのはまず無理だということになっておりました。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） フィールドの中の整備でありますけれども、多目的広場の天然芝、人工芝とか考えられる整備があるわけですが、それぞれ長所とか短所があらうかと思えます。そうした中で、これまでは天然芝でありました。いろいろ調べるといふか、聞くに、人工芝はヘリポートに使えないとか、マイクロプラスチックの海の汚染等も報道もされている等々のこともあるようでありますし、私としても自然公園と申しますか、環境コスト面に考えますと、これのイ



ニシャルコストとか考えますと、天然芝でいいのかなと、ふさわしいのかなと思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） サッカー場の人工芝、天然芝につきましては、今現在どちらというようなことで検討を進めているところでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 今検討中と言って、まだどっちになるかわからないというようなことなのでしょうか。

次に、整備のスケジュール、何か4年、5年、一般的に見ますと長いような気がします。それで、スピード感を持って早期に完成をするというご答弁ではありますが、ぜひこのようにスピード感を持って、できるだけ短縮していただければと思います。そういうふうなことで、これについて基本設計、詳細設計等も一緒というか、1年でできないかかと思うわけでありませうけれども、これについては何かやっぱりこれだけかかる理由があるのでしょうか、伺います。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） 完成までの期間というところで、スピード感を持って早期に完成するというようなことで、できるだけもちろん早く完成させたいというところでございます。この辺も調査研究をして、スケジュール的に早くできるような形で検討していきたいと思っておりました。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 5年がスピード感を持って早く完成というふうには、ちょっとなかなかいかないような気がしますけれども、よろしくどうぞ申し上げます。

それで、復興のシンボリックな交流拠点としての整備、グレードアップした再生整備をするというご答弁でありました。今後とも住民の夢とかを実現するような、少なくとも町民ががっかりしないような、そういうご答弁でありませんが、しないような整備をぜひお願いしたいなと思います。よろしくどうぞ申し上げます。

次に、買い物弱者の支援対策について若干触れさせていただきます。再質問をします。移動販売、買い物弱者の重要なツールと、手段だということのご答弁ですが、そして問題を掘り起こしてやっていくということでもありますけれども、そこで具体的な移動販売の協力と応援、どのよ

うなことが考えられるか、どのようにお考えしているか、もしありましたらご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

今考えているところではございますが、具体といたしましては、事業者の皆様それぞれの営業等のルートというようなところの、事業者の皆様からご協力いただければということではございますけれども、営業ルート等のマップの作成とか、それからいつ何時というところのスケジュール表を作成するところはお手伝いできるかなと思っておりました。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 今移動販売の方々についても、いいということであれば、町としても情報を提供してやっていきたいというふうなご答弁でありました。全国でもそういう例が見られるようでありますし、そのほかには若干支援、応援をしているところがあるわけでありまして、例えば高齢者の見守りも兼ねてやってもらいながら、販売事業経費の一部を補助とか、あと車検経費の一部、まとまった金がかかりますので、やるとかいう例もあるようであります。また、移動販売、大体今中古を買って自分で整備をしているようであります、お金をかけないで。それについて、移動販売の経費に対しての一部補助とか、そういうところもやっている団体もあるようであります。これらもどうぞ研究しながら、要は移動販売が、私は1年でも2年でも続くと、あるいは3年、5年続くことによって、買い物弱者の方々のこれが対策かなというふうにはまず思っております。そして、その間にいろんなことを関係機関で考えていけばいいかなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

買い物弱者につきましては、今言うように、これから交通の問題、あるいは福祉の問題、多岐にわたって幅の広いものなわけです。ご答弁にありましたが、そのとおりでと思います。今回は、私は移動販売だけについてご質問いたしましたけれども、幅が広いものであります。今後どんな問題にもなってきますし、これについては関係課で対策を取り組んでいくというご答弁でありました。ぜひこれを今後、まず今やっている方の移動販売を伸ばして、何年間でもいい、やめないうでやっていただくような対策、支援、応援をすると、そしてその間にいろんな対策を考えていくということなのかなと思っております。買い物弱者の問題につきましては、私も議会の一議員として注視して、今後も見守っていききたいなということを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで2番、畠山和英君の質問を終わります。

次に、5番、三田地久志君。はい、どうぞ。

〔5番 三田地久志君登壇〕

○5番（三田地久志君） 5番、三田地久志でございます。通告に基づきまして質問いたします。

趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

ワサビのブランディングについてでございます。11月21日付の岩手日報「声」の欄に、一関市の高校生が「岩泉名産畑ワサビ6次化を」と題して投稿がありました。新しい工場ができたニュースを見ての感想及び岩手県全域への波及効果を期待するとともに、ブランド化を図り、さまざまな料理に利用する可能性を考えるべきとの提言も含んでおり、まことに力強い意見をいただいたと感じたところです。

さて、振り返って、ワサビの生産現場は成長過程にあるのか、種子の確保、苗の生産などの委託先との連携はうまくいっているのか、受け入れ先であるJAと岩泉産業開発の連携はどうか、加工後の販売戦略とブランディングについて、生産から加工販売までにかかわる方々の意思統一はできているのかなどと考えてしまいますが、実態はどうなっているのか伺います。

今後ますます高齢化が進み、生産労働人口が減少していくことは、残念ながら確実です。その対策は今から実施すべきと思うのですが、町長の認識はいかがでしょうか。

また、今後導入される森林環境譲与税についてはどのように考えていますでしょうか。本税は、町が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに県が行う町による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないとされているようです。そこで考えられることは、山の路面整備、作業道を含むのですが、間伐した後をワサビの圃場にする前向きな投資を行うことが可能な税だと思いますが、町長の考えを伺います。

田園回帰という言葉が聞かれるようになって久しいですが、人口減少に歯どめをかけるためにも前向きな投資と見え、移住者の確保のための産業を創造しながら、最終的には本町の自然が育んだワサビのブランディングをすべきであると考えますが、町長の考えを伺います。

次に、国道455号の強靱化についてでございます。平成28年8月30日、あの台風10号豪雨災害に見舞われ、盛岡市から小本までの大動脈である国道455号が落合から東側で寸断され、岩泉町内は

完全に孤立状態となってしまったことを忘れてはなりません。

現在は、国道455号はほぼ復旧工事が完了していますが、崩壊した箇所を通行するたびに、その地形が特異であると思われてなりません。急峻な崖地に張りつくように開設された道は、水の破壊力をまともに受け、崩壊してしまいました。あるいは、かつては沼地だったところを埋めて開設した道も崩壊してしまいました。

あのような雨は二度と来てほしくないわけですが、原状復帰で本当に未来の岩泉町を守ることができるのでしょうか。否であります。もっと根本的な対策を施すことを国、県に要望していくべきではないかと考えます。特に落合から二升石間、乙茂地内については、抜本的な解決を早急に求めるべきであります。また、押角トンネル開通後には、岩泉側約9キロメートルの改良も必要でありますし、三陸沿岸道路の開通も目前に迫っています。道路網の整備は、人口流出につながる可能性を秘めてはいますが、交流人口の増大には不可欠であります。

まさかの事態ではなく、一度起きたことは今後予測されることでありますので、二度と孤立しないように、落合から乙茂までの崩壊箇所の強靱化について、住民の総意として国、県に強く要望すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 5番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ワサビのブランディングについてであります。議員からご紹介のありました岩手日報の投稿記事は、岩泉町の産業に興味を持ち、応援をし、そういう中でのご提言をいただいたものであり、大変ありがたく思っているところであります。その声につきましては、今後の施策に反映をしていきたいと、このように考えているところでございます。

それでは、複数のご質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。まず、ワサビの生産現場の実態についてであります。ワサビに関しましては、担い手の維持を必要としながらも、今後さらに生産と販売の拡大が見込まれる産業であるものと認識をしており、本年度完成をいたしました関連施設を有効に活用し、強力に事業を推進してまいりたいと考えているところであります。

ワサビの種子の確保や苗生産等の委託先との連携であります。苗生産につきましては、種子

の取り扱いが難しい上に、絶対量が不足をしている中で、発芽技術が一番難しい秋苗を約7,000本強生産できましたことは、関係する農家、一般社団法人岩泉農業振興公社と町の連携があったからこそと認識をしているところであり、今後の安定生産に向けてさらに連携を密にして取り組んでいかなければならないものと、このように考えております。

また、受け入れ先である新岩手農業協同組合と株式会社岩泉産業開発の連携は、従前から年間の加工日程と受け入れ数量について稼働前に打ち合わせを行い、最大限ワサビ農家の要望に沿った形で出荷に努めていることから、その連携は十分図られているものと思っております。

なお、加工後の販売戦略とブランディングについての意思統一につきましては、具体的な将来構想としての関係者相互の意思統一はこれからであります。現在わさび生産者連絡協議会で、生産性向上に向けたコミュニティーの醸成を図っている段階でもあり、その後におきまして、ブランド構築への意思を関係者全員で高めてまいりたいと、このように考えているところであります。

いずれにいたしましても、ワサビの種子の確保、保存や発芽技術等の課題も多くありますことから、生産現場はいまだ成長過程にあるものと認識をしておりますので、先達者の方々や関係機関のご協力も賜りながら、生産体系の確立に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、ワサビ就労者の確保についてであります。全国的に全ての産業において高齢化が進み、生産労働人口が減少していることは紛れもない事実であります。その中で、町内のワサビ生産者につきましては、新たに若手の就農者が参入をしており、今後も引き続き確保対策を進めてまいりたいと考えております。

また、就農に際しても、初期投資が余りかからないことが魅力の一つと認識をしておりますので、これらをアピールして外部からの人材も呼び込み、日本一のワサビ産地として継続できるよう努めてまいりたいと考えております。

森林環境譲与税を活用した路面整備や圃場整備についてであります。町では現在同譲与税を活用し、森林整備の計画を検討している段階であります。同譲与税は、直接的にワサビ圃場への作業道整備には活用できないものとなりますが、森林整備による作業道等を利用し、適地となるワサビ圃場が拡大されていくことに期待感を持っているところであります。

最後のご質問であります移住者の確保のためのブランディングについての見解であります。

町の戦略として、ワサビ生産の魅力を高めていくために必要なことは、畑ワサビ生産日本一の町で、豊かな自然の中で営んでいるワサビ生産への誇り、生産から商品づくり、宣伝まで生産者の皆さんがかかわっていくことにあると考えております。これらを基本に据えたブランド戦略を構築し、移住を検討されている方々にとって魅力ある町であることを伝えながら、その確保に努めてまいり所存でございます。

次に、国道455号の強靱化についてであります。議員ご指摘のとおり、平成28年8月30日に岩手県内を襲った台風第10号豪雨災害では、未曾有の被害が発生し、道路、橋梁、河川等、これまで長年かけて整備をしてきたインフラが一夜にして壊滅的な被害を受け、特にも国道455号は、内陸と沿岸を結ぶ幹線道路でありながら、河川の増水等による災害で寸断をされ、物質の輸送や被災者の移動では迂回を強いられる事態と相なったわけであります。

中でも落合から二升石間と乙茂地区は、小本川と急峻な崖地に挟まれた中で、河川が蛇行していることから、大きな影響を受け、長期間にわたり通行ができない事態となったわけであります。

全国的に異常気象が続いており、町といたしましても国道455号の強靱化は必要と捉えていることから、本年7月には、国道455号・盛岡普代間道路整備促進期成同盟会において、国や各政党等に対して要望活動を行い、8月には田野畑村村長、普代村村長と3首長で岩手県県土整備部長と意見交換を行い、また11月には、同じく田野畑村村長、普代村村長と3首長で岩手県、東北地方整備局、国土交通省、財務省へ要望活動を実施したところであります。

今後におきましても、国道455号は物流や救急患者の搬送、災害時の救助、救援活動等に必要であり、二度と寸断することのない信頼性の高い道路として、防災上の道路ネットワークを確保することが極めて重要であることから、三陸沿岸道路と県都盛岡市をつなぐ、まさに「いのちの道」として早急に強靱化が図られるよう、引き続き国や県に要望をしまりますので、町議会からもさらなるご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 5番、再質問はありませんか。はい、どうぞ。

○5番（三田地久志君） どちらの答弁も私が満足する以上に大変すばらしい答弁書で感動しているところでございますが、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず、ワサビのところでは、種子の確保が難しい、発芽が難しいということなのですけれども、例えばかつては種ではなくて、カキ苗でやっていた時代もあると。そうすると、現代の科学的な

ことで考えれば、今思ったことはメリクロン苗のような形で増殖をして供給をするということも、それこそ農業振興公社の方々の若い力の皆さんであればやれるような気がするのですが、その辺は考えたことがありますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

そちらのほうのバイオ的な育苗苗の増殖ということにつきましては、これまでも考えておりませんでした。そこら辺も含めまして技術的な体系を築き上げていくのは必要なと思いますので、検討をさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それこそカキ苗でやっていて、なぜ種に移行したかというのは、スミが入りやすいと、いわゆる欠けたところから雑菌が入るからだと思うのです。農家の皆さんが自分のところで増殖していましたので、それが今のバイオのような形でやっていけば、難しいという細い根からでも芽は出てくるので、その辺も含めてぜひ同時進行で研究をしていただきたいというふうに思います。

それから、11月の28日に実は産業常任委員会で、JAの宮古管内の幹部の皆様と、向こうからの申し入れで、いろいろ情報交換をさせていただいた中で、平成29年のワサビの出荷、販売価格、それから平成30年の10月末現在、ほぼ終わっています。残念ながら、平成29年に比較してどちらも、いわゆる数量も金額も減少していたのが実態でした。これで本当に日本一のワサビというのができるのかなど。その辺は、担当課長は把握をしていましたでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

JA様のほうの情報についてはうちのほうも得ておりまして、前年対比で約10%ぐらい減少ということでは、データは押さえてございます。要因につきましては、5月の雪による影響が、当初の影響、20%程度は減収になるのではないかなという予測はつけておりましたけれども、そういった中で大きな生産農家の方が雪の被害を受けておりましたので、気象等の状況で毎年生産量、販売額については変動する作物でございますので、ここら辺を増加のほうに転じていくためにも、関係機関との連携はもとよりですけれども、栽培拡大に向けたますますのPR等が必要になって

くるのかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それこそ森林整備の関係で、環境譲与税については、私も書いたのは、ワサビの圃場を目的としてやれということではなくて、たまたまそうだったという環境に目的を持ちながらやれば、考え方の相違だとは思いますが、必ずしも針葉樹だけの山だけではなくて広葉樹の山でも、やっぱり間伐しながら大径木を育てる。その間ワサビを植えて所得を上げていくというような考えのほうが、何となくこれから持続可能なような気がするので、そういう場所もあってもいいのではないかと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えになっていますか。皆伐ではなくて。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

森林環境譲与税については、ご案内のとおり平成31年からの事業スタートということで、もう制度化されてございます。森林ということで、ワサビについては針葉樹の中で主に栽培されることとございますので、同時並行しながら、適地条件等を見ながら進めてまいりたいなと思っております。

さらに、現在ワサビの圃場マップを関係機関とともに製作している段階でございますので、そちらの情報と、今後行われる森林整備をオーバーラップさせながら、ワサビのほうの栽培拡大も視野に入れながら検討できればなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） かつての委員会でも、畑ワサビでいいのかどうなのかという話をしたことがあるのですが、農政サイドは畑ワサビ、林務サイドは林間ワサビ、どちらも同じものなのに何でというのもあったり、ではブランディングしていく中でどういう差別化を図って世の中に商品を発信していくのかということ考えたときに、どうもその辺の名前も含めて、生産者の皆さん、関係機関の皆さん、それから販売者の皆さんも含めて、ぜひこれからそういう機会を設けて、何とか本当に差別化を図って大手に負けないようなワサビの消費を図れるような、そういうものを希望してワサビについては終わります。

次に、国道455号についてですが、私が質問することもなく、もう既に動いているということで、



何も言うことはないのですが、ただ私は質問では乙茂までのことだったのですが、南のほうの、諸先輩が、引退なさった議員さんとかも中里の地区の道路の切りかえというような話をよくされておりました。その辺も含まれているのかどうなのかをお尋ねいたします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回の要望では、道路の切りかえ等も含め要望してきております。中里地区につきましては、旧和山の跡地、これについても県のほうで道路の切りかえをこれまでの我々の要望を踏まえながら検討に着手しておりますので、これは引き続き要望をしながら、ぜひ切りかえのほうを実現したいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 私が考えるよりも既に先に考えて進んでいますので、国道455号については、早急にみんなが安心できるような道路をぜひつくってほしいなど。大雨に負けない道路、気持ちは負けない、道路も負けないようなものに、ワサビの出荷が停滞することのないようなぜひ道路をつくってほしいと思っております。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで5番、三田地久志君の質問を終わります。

次に、7番、坂本昇君。はい、どうぞ。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 7番、坂本昇でございます。平成28年台風10号豪雨災害から3回目の年の瀬を迎えようとしておりますが、被災者支援、そして災害復旧、復興のため、日夜ご努力を続けている町長以下職員の皆様に敬意と感謝を申し上げながら、次の2点についてお伺いいたします。

1点目の質問であります。介護保険事業についてであります。町では、このたび平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期介護保険事業計画を策定しました。高齢者がその人らしく住みなれた地域で安心して暮らし続けることが可能な地域包括ケアシステムによる地域づくりを理念としております。

人口構造は、平成29年9月末現在で総人口9,666人、うち65歳以上の高齢者が41.4%の4,006人です。計画では、地域密着型という基本理念に基づき、住民に寄り添った介護システムの構築を目指したきめ細かい事業の策定となっております。

その中で、策定に当たって行った住民アンケート、ニーズ調査に関する事で何点かご質問を

させていただきます。本アンケートは、町内に在住する65歳以上の方のうち、要介護の認定を受けていない方1,000名と、要介護1以上の認定を受け居宅サービスを利用している200名をそれぞれ無作為に抽出し、対象としたものであります。アンケートの結果で、このまま放置しておくとならば、老後の生活に不安を及ぼしかねないという項目がありましたので、その点についてのご見解をお伺いします。

現在健康で将来に不安を抱えていないという方も含まれているとは思いますが、趣味をお持ちでない方が33%、生きがいについて思い当たらない方が34%、地域活動に参加していない方が47%、地域活動に参加したくない方が28%となっております。これらの数値は、老後のひきこもりや認知症への移行につながるものではないかと危惧されるものであります。また、施設利用については、将来は必要な施設に宿泊したいと希望される方が47%、介護サービスを受けたいと思われる方が60%ありました。これらは、介護経費の増加が見込まれるものであります。これらのアンケート結果を受けて、町ではその対策、対応をどのように考えておられるのかお伺いします。

また、平均寿命は延伸しているとはいえ、健康寿命との差は大きく、男性で約8年、女性では約12年となっており、つまり寝たきり、もしくは何らかの介護が必要な状態が10年前後続くということをお知らせしております。介護を必要とする年数を減らし、健康で生活できる、いわゆる生涯現役運動の推進が必要不可欠であり、この指針となるのが健康診断であります。

平成29年度歳入歳出決算時における成果報告書の総合健診の結果は、受診対象者が2,068人に対し、受診者は44%の910人、受診者910人のうち要特定指導者が118人。しかし、その必要な事後主導を受けている人は31%の37人でしかありません。自分の健康や老後の安心な生活に密着しているにもかかわらず、住民の関心がいま一つ向上してまいりません。介護保険事業第7期計画の策定を機に、健康宣言の町岩泉の原点に基づき、住民総健康に向け、ギアを上げる時期かと思いますが、その対応についてお伺いします。

2点目は、学校教育についてであります。先般、平成30年度いわずみの教育が配付されました。岩泉町教育基本計画に基づき、確かな学力、豊かな人間性醸成のため、体系的な教育推進を初め、郷土芸能の伝承や国際社会対応に即したALTの積極的な活用など、岩泉の教育の推進に対しまして敬意を表するものであります。その中から2点ほど質問させていただきます。

1つは、いじめに関することでもあります。認知件数が小学校で57件、中学校で8件となっております。認定の手法が変わったものと思われそうですが、特に小学校では昨年比2倍の数値となつて

おります。既に解消済みとも聞こえてまいりますが、その後の実態と取り組みをお伺いします。

2つ目は、児童生徒の減少に係る問題です。特に中学校5校の全校生徒が合計192人で、釜津田、安家中学校は10人未満という状況にあります。学力については、個々に適応した主導が功をなし、全国や県レベルで推移しているものの、クラブ活動などスポーツ面で切磋琢磨する場が必要と思われれます。1校での単独部活動が難しい状況の中、中学校5校全校での岩泉リーグの開催は考えられないでしょうか。個人競技である陸上、卓球、テニス、バドミントンなど、日ごろはそれぞれの学校で活動し、定期的に各学校を回りながらリーグ戦を行う方法です。競技力の向上と豊かな人間性の醸成、開かれた学校づくりに効果があると思いますが、いかがでしょうか。ご見解をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（加藤久民君） それでは、中居町長、答弁願ひます。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、坂本昇議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、介護保険事業についてであります。議員ご指摘のとおり、なかなか地域活動に参加できない、生きがいが思い当たらないと回答した高齢者の割合が高く、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画では、そのような視点を重要な基本目標としているところであります。

この計画におきましては、地域包括ケアシステムの深化を図るため、在宅へとつなげる医療、介護連携の取り組み、地域の自主活動を支援、連携する生活支援コーディネーターの配置、中でも自立支援、重度化防止を行う取り組みとして、高齢者の身近な場所で行われる地域支え合い活動推進事業による支え合い活動に対する支援と、いきいき百歳体操をサポートする自主活動団体の拡大を図ることで、地域住民が互いに支え合う地域づくりができるよう計画をしたところであります。

アンケートでは、施設利用希望者の割合も高い状況ではありますが、地域の限られた資源である施設を有効に活用していただくために、身近な場所での介護予防活動への積極的参加の奨励や、在宅介護サービスの体制づくりとその充実に努め、住みなれた地域で町民の皆様が安心して暮らし続けることができるよう、当該計画を着実に実行してまいりたいと存じております。

また、町民の皆様健康に向けた取り組みにつきましては、町民の皆様誰もが介護サービスに頼らず生涯現役、健康長寿となることが理想であり、町の重要課題と捉えております。本町で

は、これまでも各種計画のもと、町民の皆様の健康づくりのため、個々に適した運動の普及、血圧測定等の数値による健康管理や、減塩の推奨、野菜摂取量アップの食生活改善事業等を展開してまいりました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、昨年度の総合健診結果からも、個人の健康に対する関心が薄いことが推察をされているところであります。これまでの活動をさらに検証しながら、各地区、自治会等での健康セミナーの開催、訪問指導の強化を図り、また町民お一人お一人の健康への関心をより一層向上させる啓蒙、啓発の取り組みの充実を図るなど、継続した予防活動にさらに力を注いでまいる所存であります。

今後も医療と介護の予防活動の連携を深めながら、町民の皆様の生涯現役、健康長寿を目指した事業展開をこれまで以上に強化してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げたいと、このように思います。

以上で答弁を終わらせていただきますが、学校教育の質問につきましては、教育長から答弁をいたさせます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） それでは、三上教育長、答弁を願います。はい、どうぞ。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 7番、坂本議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、平成29年度におけるいじめに関する実態とその後の取り組みについてであります。件数につきましては議員ご指摘のとおり、従来と認識を変えまして、ささいなことでも早期に発見をし、解決に向けて積極的に事案を捉えて学校から報告を受けている結果でございまして、認知された事案につきましては、スクールカウンセラーの協力を初めとする学校での組織的な対処等により、全て解決に至っているものと認識をしているところでございます。

本年度におきましても、学期ごとの調査を通じ、引き続き学校との連携を図っていくほか、町が策定しましたいじめ防止対策等のための基本的な方針等に基づいて、適切に対処してまいりたいと、そのように考えております。

次に、中学校の部活動での個人競技における定期的なリーグ戦の実施についてであります。近年生徒数の減少から、学校単位での部活動の運営が困難になってきておりまして、町といたしましても、町内中学校の部活動の今後について、大変憂慮をしている状況でもございます。町校長会との意見交換の際にも、町全体での部の再編成について協議を行ってきておりまして、双方

が喫緊に取り組むべき課題であるとの共通認識に立っているところであります。

議員ご提言の個人競技における定期的なリーグ戦の実施につきましては、競技者自身の競技力向上や生徒同士の交流促進等の観点から、大きな効果も期待できるところではございますが、通常の部活動との調整や実施に係る課題等を検証するとともに、岩泉町における部活動の在り方に関する方針に基づき、町内中学校における部活動が持続可能なものとなるように、学校、また保護者等、関係者と連携して取り組むこととしておりますので、ご理解を賜りたい、そのように思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 7番、再質問はございませんか。7番。

○7番（坂本 昇君） それでは、ご答弁ありがとうございました。何点かお願いいたします。

まず、介護について、住宅へとつなげる医療介護ということで、生活支援コーディネーターというのを配置するというふうになっております。この方々は新設なのか、内容や人員関係について、生活支援コーディネーターについてご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） お答えいたします。

今年度からコーディネーターを配置してございまして、コーディネーターは3種類ございまして、とりあえず今年度は第1層とあって、町全域のコーディネーターというか、そういう方を配置しております。1名でございまして、NPO法人のクチュカに委託して実施しているものでございます。このコーディネーターは、行政の手の届かない地域のインフォーマルなサービスを行えるような地域の環境を整えたいということで配置して、その方に動いていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 今年度から1名ということでございます。そうすると、その方のデータなり、地域を回ったことによって、それがどこに集約されて、どういうふうにして反映されて介護福祉計画への連携がとれるのかというのはどうでございますか。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） この支援コーディネーターは、各地区の自主活動団体等の連携支援を含めて、行政と一緒に地域の高齢者の困ったこと、行政の手の届かない手助けができる部分を補完していこうというものでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひその方を有効に活用しながら、なかなか地域に出たくないというふうな人が30%以上おられるようなことですので、その人たちが行くことによって声を拾い上げやすいのかなと思ったりしますので、有効活用をお願いしたいと思っております。

それから、今回の7期の計画の中で介護予算の推移というのが、介護会計の予算が年間13億円、14億円ということで、農林水産業予算とか、教育費の予算とかというのにも匹敵するぐらいの介護保険事業の予算になっています。ですので、今まで6期をやってきたのを踏まえながら、第7期あたりが一つの契機として、介護会計の予算の縮小、つまりは健康老人の増加につながるのですが、そういうふうなポイントがあってもいいのではないかと思うのですが、そういう目線での計画にはなっておられませんか。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 介護保険の会計自体、一番大きなところが施設のサービス経費と考えてございまして、その辺を施設から在宅ということで、第7期計画は地域の見守りとか、そういう支援を充実させることで、できるだけ元気に地域で過ごしていただいて施設のほうに行かない状況をつくる、あとは施設に行くような状況になっても、何とか訪問介護とか看護を使うことで、在宅で暮らしていける環境を整えるという計画にしているところでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 国のほうの施策でも介護老人を見守るということで、当初は施設をどんどん増設をして受け入れるような仕組みもあったようですが、もう行き詰まって、財源の関係だと思うのですが、よって地域に返す、それからそのために包括支援という形で今のような制度になっているかと思うのですが、そういったときになかなか出てきていないという、ここで答弁の中でも、身近な場所での介護予防ということがあります。

クチェカという言葉がありました。ここは移動車でのコーヒーカフェなんかもあるわけですが、天候にも左右されると思いますが、できるだけ会議室とか、どこかの集会所というのではなくて、軒先とか、青空カフェとか、本当にずっと出ればそこで相談もできるし、それか

ら皆さんとの懇談もできるというふうなのを少し回数をふやしながら、地域に入り込んでいただく活動も必要ではないかと思うのですが、その点についてお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 議員ご案内のとおり、町民課のほうといたしましても、地域の百歳体操とか、その辺を身近な集会施設を活用して自主活動としてやっていただいたものに、町民課として支援していくということで、できるだけ身近な場所での展開を図ろうと頑張っているところでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） そこで、答弁でも町民の関心が薄いということが言われていますし、ここをこの機会に何とか町民を巻き込んで、町民総健康に行きたいと。1つ私らの参考になっているのが、災害活動であれば3.11とか台風の経験を受けたものですから、天気予報があらかじめ何ミリ雨が降るとか、それから洪水の到達予定は幾らだというのがありますが、ここの介護保険の場合に、今後ひとり暮らしが20%、かつ高齢化率が50%にならんとしているわけです。ですので、課長とすれば、この時点は、災害に例えた場合には、今岩泉町における状態は避難指示の状態なのか、いやいやまだまだ安全なのかという、どういうことかという、何とか町民と共有したいわけです。いずれ介護保険はこのままいくと、個人、あなたのことも大変だけれども、町全体のことが大変になっていくのだというふうなことを町民と共有しながら、健康寿命と平均寿命を縮めることにつなげることが今後の7期計画の大きな課題ではないかと思うのですが、その点について伺います。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） まさに岩泉町の場合は、高齢者のピークがもう過ぎた状況ではございますが、そういう身体機能が落ちたり、認知症とかの高齢者がふえている状況もございます。ですので、危機的状況が目の前に迫っているのかなということは思っております。それに向けた計画としておりました。

また、高齢者を支える世代が、もっと急激な減少が起きるような状況も見えてございますので、その辺の対策も大事な視点かなと思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひそういう危機的な状態を行政でも関係機関でも共有しながら、町民の

人たちに少しでも理解を深めていただければありがたいなと思っていました。

次に、学校教育の関係で、いじめの件数が58件と、教育長の答弁でも認知をする手法が違ったので、小さいことでもどんどん取り上げて大事に至らないようにしているという。先般のニュースで、宮崎県が日本一なそうですが、そこは件数もすごく多い割にいじめにつながっていないというのは、まさに教育長の答弁のとおりですが、小さいもの、例えば消しゴムを貸さなかったというのまで認知して、そのうちから解決につなげているということでした。

1つ見ていて気になるのが、SNSというか、携帯電話を使ったことによって動画を撮ったり、それからそれを投稿したりして、いじめの拡散につながっている地域も結構あるようなのですが、岩泉町ではそういう事実はないかどうかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、答弁願います。

○教育次長（馬場 修君） それでは、ご質問のSNSを用いたいじめということにつきましては、岩泉町におきましては、幸い事案がないということで、宮古管内では若干そういったお話もありますけれども、町内ではないと。

今年度年明けになりますけれども、教育振興運動の集約集会というのを開催予定しておりまして、その中でもそういった関係の講師の方をお招きしまして、ぜひ中学生からも聞いていただきたいということで今取り組んでいるところになります。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 次に、中学校の部活の関係ですが、そのように実は単独校で、例えば団体競技は難しいというふうなことで、父兄の一人は先を見越して、野球をやらせたいということで、岩泉では3校連合でも難しいので、盛岡に出すとか、例えば宮古のクラブチームに出すとかというふうなことも想定をされたり、現実に出ているようなところもあるようなのですが、こういう実態についてはご存じかどうかお願いします。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） 部活動の関係につきましては、先ほど教育長のほうから答弁させていただきましたが、今の事例につきましては、うちのほうでも把握はしております。実は校長会、役員さんとの意見交換については答弁させていただきましたが、きのうになりますけれども、小川中学校のほうで町の方針が決まりまして、11月にその方針を学校に示しまして、学校では来年の2月ぐらいまでに学校の方針を策定してくださいという流れになっております。町の方針を受



けて、小川中学校のほうでは学校の方針の作成に向けて、部のあり方を保護者の方等が集まってきのう話し合いをして、私も保護者の方の生の言葉をしっかりと聞いてまいりました。保護者の皆さんが部活動に関する考え、本当に深刻な状況だなというのを肌で感じてまいりまして、あとは持続ある部活動に向けまして、新年度においてはまた新たな手を打っていきいたいというふうを考えております。

ご指摘の生徒さんにつきましては、ある部に所属をしながら盛岡のほうに通っているというふうな実態も把握しているという状況です。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 最後になりますが、そこで岩泉リーグというのはちょっと乱暴な言い方で、さらにまた先生方の仕事をふやすため、話しづらいところもあるのですが、例えば教育長カップというようなのを設けながら、各学校で既存の施設、例えば卓球なら卓球に特化した、この前もマスコミで卓球リーグを立ち上げるとか大きく報道されました。野球をやりたいのだけれども、卓球しかないので、卓球をやるというふうなことで、卓球を各校でやりながら、土日になるのか、いつになるのか、回って歩いて、その地域を知ったり、それから競技力を高めたりと。そして、岩泉町で残されている部活と言えは変ですけれども、もう団体は難しいなということになれば、今のような個人競技を、そしてそれが岩泉高校に行っても個人競技を一つ一つやっていることによって、岩泉高校に進んだときもその競技を続けて継続性が出てくるというふうを考えられるかと思います。岩泉リーグの設置とまでは、すぐはいかないというのはそのとおりでございますが、そういうふうな関連づけた父兄とか関係機関との協議というのを今後続けていただきたいということがあります、その点について再度ご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。実はきのうの小川中学校の保護者の皆さんとの会議の中でも、いろんな種類があつては、少ない生徒では当然部を編成するのに大変だということで、ある程度部の数を、種類を絞り込んだ形で運営していつはどうかと。その中で出た意見の一つに、ただいま議員からお話がありました、岩泉高校につながるような、そういった先も見据えた形での編成というご意見をいただきまして、まさにそのとおりだなというふうに思っております。

あと今議員からご提案いただきました斬新な考えも参考にしながら、今後学校と連携しながら

取り組んでいきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。いずれこれはスポーツだけではなくて、文武両道というか、文化面でもそういう活動も考えられるかと思いますので、そこら辺も視野に入れながら、ぜひ子供たちの教育のために、能力を引き出していただけるような活動なり、教育推進をお願いして質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで7番、坂本昇君の質問を終わります。

次に、10番、合砂丈司君。はい、どうぞ。

〔10番 合砂丈司君登壇〕

○10番（合砂丈司君） 10番、合砂丈司でございます。通告に基づきまして一般質問を行います。

平成28年台風10号豪雨災害から2年が経過し、河川改修等復旧工事が本格化してまいりました。これまで被災者の生活再建を含め、関係者の努力に感謝申し上げます。

まず1点目は、高齢者福祉施設の整備についてお伺いします。安家地区は、280世帯、550人の地区で、65歳以上の割合は56.73%と、岩泉町全体の42.42%を大きく上回り、かつて経験したことのない高齢化社会を迎えており、住民は介護保険法によるさまざまなサービスを受ける機会が多くなってきているところであります。安家地区にはデイサービス施設がなく、利用者からは、「片道1時間かかり、トイレなども大変である。体力的、精神的にも疲れるので、地元施設があると助かるとの声が上がっております。

施設の利用者数が少ないため、その施設が整備できなくなりますと、地域間格差が生じかねません。介護保険料にはね返るとも伺っておりますので、多くの方々には、保険料が上がることは望んでいないものと考えております。また、さまざま制度、事業におきましても、地域のことは地域でと言われておりますが、安家地区の各集落では、高齢化率が示すように、さらに厳しい状況になってきているところであります。

そこで、地域の高齢者等の方々笑顔で安心して暮らしていけるように、介護保険制度にとらわれず、グローバルな形で、デイサービスや入浴、地域の方々の寄り合いの場として、廃校になった校舎を活用した高齢者福祉施設を町で整備する必要があると思っておりますが、町長の見解をお伺いします。

2点目は、地域振興についてお伺いします。地域づくりの担い手として地域振興協議会が設立

され、10年ほどが経過しております。これまでの活動については、私は一定の成果があったものと認識しております。

しかしながら、安家地区は高齢化率が高く、集落の維持も大変になってきている、いわゆる限界集落と言われているところに、平成28年台風10号豪雨災害が起きました。人口減少に拍車がかかり、さらに過疎化が進むのではないかと私は危惧しているところであります。集落には、それぞれ貴重な歴史、文化があり、これらは次の世代へ残していかなければならない安家の財産であります。かつてあった学校区単位での広域的な地域づくりも含めて、年中行事や祭り、伝承活動、そして特にも地域でやりたいことができるように集落を支援することで、集落がうまく機能し、高齢者等を含め地域の方々がより生活しやすいようになり、さらに歴史、文化が継承されていくものと考えます。

このため地域づくりの観点から、集落支援員を配置するなどして、集落を維持、継続する支援策を講ずるべきと考えます。また、集落支援のため、地域の方々からの要望により、集落公民館とは別に、廃校となった校舎を町が整備すべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

また、台風10号で被災した産直施設ですが、地域の活性化には必要不可欠な施設であります。しかしながら、地域の方々も被災しており、産直施設の再建は思うに任せない状況です。地域の要望、人材等体制づくりも含めて、産直施設再建の支援をすべきであると考えますが、町長の見解をお伺いします。

以上であります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 10番、合砂丈司議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、安家地区の高齢者福祉施設の整備についてであります。安家地区にはデイサービスセンターなどの施設がなく、岩泉地区の介護サービス事業所を利用している状況にあり、デイサービスセンターなどの設置につきましては、介護保険制度における施設の設備基準や人員の資格、配置基準等により難しい問題でありますことは、議員ご案内のとおりでございます。

しかしながら、そういった中、安家地区では、地域の自主活動団体から高齢者の皆様のニーズを酌み取り、創意工夫を凝らした高齢者交流活動に先進的に取り組んでいただいているところがあります。現在では、その活動がモデルとなり、小川地区、大川地区でも同様の支え合い活動を

実践する団体が結成をされ、地域住民による高齢者を支える体制が広まりつつあります。

町といたしましては、継続して地域の自主活動に対する支援は実施していく考えでございますので、安家地区の既存の施設や、新たに整備予定の安家地区複合施設の活用、支援協力等を行い、あわせて台風災害からの復旧、復興の途上である安家地区の先を見据えた地域づくりも念頭に置き、安家型の高齢者福祉施策について検討してまいりたいと考えております。

次に、地域振興についてであります。議員ご提言の集落支援員の設置につきましては、町といたしましても、集落の維持、活性化対策等の推進には必要不可欠であると考えております。国の制度であります集落支援員は、集落点検を実施して「人口・世帯の動向」、「通院・買い物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外の人との交流、U I ターン、他集落との連携の状況」等々を把握し、住民と話し合いを行う中で必要な施策を行うこととされております。現在この制度を活用した本町地域振興施策の組み立ての中で、集落支援員の設置に伴う事業展開の検討を進めている状況にありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。このように思います。

議員ご提案の廃校となった校舎の整備につきましては、地域の皆様からの具体的な要望もお聞きしながら、整備に係る財源の確保とともに検討をさせていただきたいと、このように存じております。

また、安家産直施設につきましては、以前の一般質問でご答弁を申し上げましたように、同施設が地域の復興と活性化には欠かせない中核的役割を担う施設であるとの認識は今も変わっておりませんので、現在課題と思われる新たな設置場所や、人材等体制づくりのための地域内及び関係者相互の意見調整の場の準備を進めているところであります。

再建協議を円滑に進めるため、岩手県のコンサルタント派遣事業を活用し、目的、主体、時期、場所等に関し、相談、助言をお願いしているところでもあり、今後地域の皆様との意見交換の場にも協力をいただき、新たな産直施設構想が地域の方々の総意を得られるものとなるよう、地域の皆様と一体となって取り進めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 10番、再質問ございませんか。はい、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） まずは、1点目の高齢者福祉施設整備についてお伺いします。ごらんのと

おり安家の高齢化率が今56%であります、もうすぐ6割の方々が65歳以上になります。そこで、今高齢者の交流活動を行っているいわゆる支え合いの会、上安家と思いますが、この方々も将来高齢者になって、いずれは介護サービスを受ける状況に来るのではないかと危惧しております。

私の要点は、その活動の次の段階、デイサービスに通っている方々は今急務だと思っています。今遠方から40キロ、1時間かけて通っています。かつては上流から集めて、下流含めて1時間半以上かかったのです、岩泉に来るのに。とても疲れると、「とてもはあ行けない」という方々もありました。現在でも1時間かかります。それで疲れる。トイレ休憩ない。ほとんどの方が尿漏れのカバーというか、それをやっている。本当に疲れる。「もう皆さんに迷惑かかるから、俺は休む」と言う方もおります。それでは何のための介護サービスかということも危惧されます。やっぱり地域にあれば、せめて30分では介護サービス受けることができます。そういう観点から、ぜひこれを何とか検討していただきたいと思います。この件について答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 私もそのように思っておるところでございます。それで、町民課といたしましては、元気な高齢者は、先ほども答弁もいたしましたように身近なところでの活動をすると。あと要支援者とか要介護状態になった方については、ケアマネもつけて適切な施設に向かわせる、在宅でケアをするという考え方で、あと町長の答弁にもありましたように、既存の施設を介護関係の業者さんにもご紹介しながら可能性を探っている状況でございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 質問では、廃校になった学校校舎の活用もありますが、それも含めて検討していただきたいと思います。安家中学校が廃校になって、そのままになっていますが、大平小中学校も廃校でありますけれども、大平上流ですので、例えば介護施設になりますと、下流からまた上流に行くと1時間ぐらいかかると思います。そこはちょっと無理かなと思いますので、できれば中心地に、安家複合施設も今度整備されることになっておりますので、そのことも含めてぜひ介護、風呂等ができるサービスをつくっていただきたいと思います。今在宅介護を受けている方もおりますけれども、その支援、助ける方も高齢者で、風呂にも入れてあげられないという、そういう方もおります。そのことも踏まえて、ぜひこれは真剣に考えていただきたいと思います。

それから、今の答弁にありましたが、自主活動を支援している地域の方々、それが強く支援を

していくとありますが、ぜひデイサービスに行っている方々も強力に支援していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） デイサービスに通っている方々は、要介護認定を受けまして、ケアマネがついて、ケアマネを通じて自立支援のサービスを受けている方ですので、その方々が地域の自主活動に参加するのは拒むことではございませんが、デイに行く状況等は、ケアマネがついて自立支援を手伝っていることなので、その辺は自立支援計画に基づいて行っておりますので、そちらのほうを尊重していかなければならないと考えております。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 検討してまいりますと最後にありますが、検討ではなくて、前向きな検討をぜひお願いしたいと思います。

次に、地域振興についてお伺いします。地域のことは地域で、数年前にやられた地域振興協議会を中心にスタートした経緯がございます。スタートのころは一生懸命になってやっておりましたけれども、最近見られるのは、役員の方も高齢化しておりますし、どうしても仕事を持った方々がそういう活動をしております。限界があります。地域には、地域に伝えていかなければならない文化、いろんなものがあります。例えば食文化とかいろいろありますが、それを活動していくのはなかなか容易でなくなっておりますので、小さい各集落を、そこにある文化とかをまとめて、例えば安家地区のをまとめて、そして集落支援員をぜひ配置していただきたいと思えます。例えば安家地大根ですが、数年前にイタリアでの味の箱船ですか、それに認められたのですが、スタートは名前だけはよかったのですが、「世界に発信！日本のふるさと安家」という名目でスタートというのが、今はそういう言葉も出なくなりましたが、ぜひ地大根にとらわれず、地域の文化を伝えていくということに支援員を配置して、活動していただきたいと思えます。それについて再度答弁ありましたらお願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 集落支援員でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、集落点検を実施しながら、住民の皆さんといろいろな必要な施策についてお話を伺う中で、そういったご支援ができるような活動を行うという、これは国の施策でございます。国の地方創生総合戦略に基づく施策ということでございまして、これは私どもで検討をいたしましたときに、

岩泉町のニーズにも合致をするというふうに現在判断をしたものでございます。

これの具体的な活動、それからご支援の中身につきましては、今新年度予算の組み立ての中でいろいろ検討、協議をしている最中でございますが、当然に各地域における文化の伝承等々というものにつきましても、これは地域の機能の維持、継続には十分に必要な部分に、生活の一部になってくるというふうにも認識をされますので、その辺のことも踏まえまして、集落支援員の活動については考えていきたい、取り組ませていただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 大変ありがとうございます。

そこで、これから先になると思うのですが、安家産直施設が多分まだ場所等も検討されていると思いますが、ぜひ今言った地大根とか、栗まんじゅう、安家の産物等々あると思いますが、それを産直につなげるような体制づくりといいますか、そして少しでも収入を得るような地域になってくれば、また地域が明るくなっていくと思います。

それには、前の産直もそうなのですが、地域だけでは、人口の少ないところで消費しても多分大きくなりません。むしろ交流人口といいますか、大きい通りですか、そういう場所等、そういう施設に産直施設を設置して、いろんな方々を買ってもらえる、そういう施設にしていきたいなと思っております。これは要望ですので、以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで10番、合砂丈司君の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時58分）

---

再開（午後1時00分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番、林崎竟次郎君。はい、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 6番、林崎竟次郎です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

初めに、大牛内地区の水道整備について伺います。大牛内地区の水道整備については、平成25年

第3回定例会で同僚議員が一般質問をしており、それから5年以上が経過しています。大牛内地区の水道施設は、田野畑村の南大芦を水源地として、南大芦地区と大牛内地区で南大芦飲雑用水管理運営委員会をつくっています。町村境で責任を分担することとしており、大牛内地区7割、南大芦地区3割となっています。

本施設ができてから44年以上になり、経年劣化で季節を問わず漏水が頻繁で、役員みずからがどこから漏れているのか探して歩かなければなりません。断水すると住民や家畜への影響が大きく、また漏水箇所の発見がおくれると、ポンプがとまらないので電気料金がかさみ、修理費用も高額になります。その結果、積立金はゼロ円となり、料金の値上げをしなければならない状況となっています。このため、大牛内地区の方は、岩泉町は平成28年の台風10号被害からの復旧、復興が第一だが、その先の大牛内地区の水道整備の展望を示してもらいたいと言っています。

そこで、早急に水道施設の改修をすべきと考えますが、その時期をお示してください。

次に、公園の設置について伺います。台風10号からの復旧、復興で、岩泉地区の泉橋が位置を移動して新設されますが、その影響でいずみ公園がなくなりました。公園は、公衆が憩い、または遊びを楽しむための場所であり、子育て支援にも、高齢者の居場所にも、災害に備えるためにも必要なスペースです。このため、いずみ公園にかわる身近な公園が絶対に必要だと考えますが、町長の所見を伺います。

最後に、国民健康保険税について3点伺います。前回の第3回定例会で、「国民健康保険財政調整基金が底をついた。近い将来、国民健康保険税率の見直しを行わなければならない」と答弁がありました。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために、1兆円の公費負担増を政府に要望し続けています。

本町では、町民の4人に1人が国保に加入しています。被保険者からは、「生活が苦しい中で国保税が上がるのは大変だが、何とかしなければならない」、また「だめになりそうときは協力したい」と一定の理解を示す声もありますが、その一方で「国保の基金の積み立てはスリムに」と話す人もいます。私は、国民健康保険税率の見直しの時期は、平成32年度からにすべきと考えますが、それは災害公営住宅が全て完成し、入居が完了して新しい生活が始まってからです。さらに国保基金保有額は、過去3年の保険給付費平均年額の5%にすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

2点目は、国保税の均等割の見直しについて伺います。被用者保険の保険料は、収入に保険料



率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。一方国保税は、家族や子供の数が多いほど均等割がふえ、国保税は引き上がります。これは、まるで人頭税です。この均等割については、子育て支援の観点からも即刻見直すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

3点目は、法定外繰り入れについて伺います。国保は住民の最も切実な課題、町政のあり方が問われる課題です。住民の生活を守り、国保危機を食いとめるためにも、行政、議会の役割が問われています。厚生労働省は、都道府県化実施後も一般会計の繰り入れは、自治体の判断でできる、生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ないと答弁しています。私は、堂々と住民に寄り添って、暮らしを守る立場で、一定の法定外繰り入れも含め進めていくべきと考えますが、町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（加藤久民君） それでは、中居町長、答弁をお願いします。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、大牛内地区の水道施設の整備についてであります。施設の状況につきましては、町におきましても議員ご指摘のとおり認識をしているところでございます。また、平成25年第3回町議会定例会におきまして、現在の施設の更新を念頭に、補助制度を模索しながら事業実施に向けて、検討する旨の答弁をしてきたところではございましたが、さきの台風災害等もあり、現状のまま現在に至っているところであります。これまで施設を管理しております南大芦飲雑用水管理運営委員会と協議を重ねてきており、本年5月には改めて水道施設の改修に向けた意見交換を行い、情報を共有しながら検討していくことを確認しているところでございます。

大牛内地区全域の水道施設を更新する場合、5億円を超える多額の事業費となり、その財源の確保が課題になることから、現在岩手県を通じて国庫補助制度の種類や、その採択条件等についての情報収集を行っている状況であります。したがって、これら財源確保のめどもつけながら、関係者の皆様とさらに協議を進め、できるだけ早い段階で整備計画を策定できるよう取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、公園の設置についてであります。岩泉の中野地区にあるいずみ公園につきましては、さきの台風災害に係る橋梁復旧工事に伴い、本年8月から使用を休止している状況であります。

町では、その代替として、いわいずみこども園の園庭を臨時開放し、利用者の皆様の便宜を図っているところでございます。

現在のいずみ公園につきましては、橋梁のかけかえに伴い、敷地内に新たな道路の整備が予定されていることから、工事終了後も十分な面積を確保することが難しいものと考えております。このことから、当該工事終了後の状況にもよりますが、町内の新たな場所の選定も視野に入れながら、町民の皆様が安心して利用できる公園の確保を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

最後に、国民健康保険税について3点のご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。まず、第1点目の国民健康保険税率の見直し時期についてであります。国民健康保険特別会計は、平成20年度以降、実質単年度収支の赤字を同会計の財政調整基金で補填し、運営してきたところであり、現在財政調整基金は枯渇している状況となっております。

国民健康保険の制度設計として、医療給付費の半分程度を国費等で賄い、残り半分を税収等で確保することになっておりますが、1人当たりの医療給付費が伸びており、税率が低い状況も加わり、それらの差が赤字となっているものであります。

本年度予算につきましては、保険税率の改定を見送ったことにより、一般会計からの財源補填で収支を調整しているところであります。平成31年度は税率を引き上げざるを得ない状況となっており、現在その検討を進めている段階でありますことから、改めて町議会にもご説明する機会を設け、ご理解を賜りたいと考えているところでございます。

なお、東日本大震災及び台風災害で被災された方々に対する国民健康保険医療費の窓口一部負担金等の軽減につきましては、引き続き1年間継続するよう対応してまいりたいと、このように考えておりますので、あわせてご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

また、同基金の保有額につきましては、議員ご指摘の5%という率につきましては、平成29年度以前の広域化制度前に国が示したものでありますので、現在の制度下においては、同特別会計の収支バランスが安定し、健全財政となった時点で財務状況から判断をした適切な金額を保有できるよう努めてまいり所存でございます。

第2点目の国民健康保険税の均等割の見直しについてであります。国民健康保険税は、加入者の療養費等を賄うための財源である、いわゆる目的税として応能、応益の原則に基づいて課税しているものであります。賦課方式には、地方税法で定められている3つの方式があり、いずれ

の方式も均等割を含む内容となっており、本町では応能となる所得割、資産割、応益となる均等割、平等割を内容とする、いわゆる4方式を採用しており、県内の市町村の多くが同方式を採用しているところでもあります。したがって、現行の賦課方式は制度上、そして給付と負担の公平という観点からも適切であると考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

なお、本町では、子育て支援の一環として、乳幼児から中学校卒業時まで拡大をして医療費助成を実施しているところでもあります。また、来年8月には、乳幼児の現物給付化に加え、小学生の現物給付の拡大にも取り組むこととしており、引き続き子育て支援にも意を配してまいりたいと考えております。

第3点目の一般会計からの法定外の繰り入れにつきましては、特別会計は本来一般会計の繰入金に頼らず、みずからの収支で運営することが大原則ではありますが、先ほどの第1点目のご質問で申し上げましたように、税率の引き上げの際の激変緩和対策として、町議会のご理解も賜りながら対応してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 6番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） まず最初に、大牛内地区の水道整備の問題ですが、私が話を住民の方から聞きましたときに、「断水になると、牛とか豚とかが水も飲むことができなくて困る」と、まずこのことを最初に言いました。その後、「人も飲めないんだも」と足して。このことのように水道整備の問題は、地域のなりわい、第1次産業の問題に直結しています。この点については、どういうふうを考えているかお聞きします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、答弁願います。

○農林水産課長（佐々木修二君） 当課、農林水産課でも議員ご指摘のとおり、同様の認識をしております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） それで、認識しているのはわかっているのですが、緊急性というのは特に感じていないのですか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 緊急的な対応というよりも、状況の判断につきましては、住民

の皆様、農家の皆様におかれまして、大変漏水による苦慮が絶えないということで認識しておりますので、この課題につきましては、当課といたしましても緊急の課題というふうに認識しております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 先ほどの答弁の中でも補助事業ということがありました。私が質問を準備する中で、営農飲雑用水施設というのが出てきましたけれども、これについて検討したことはあるのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

国の制度につきまして、農林水産省サイドの事業につきましては、これまで営農飲雑用の関係での事業も展開してございますし、あとは土地改良区等の用水路の整備、面整備とあわせて事業を実施しているものがございます。今回の飲雑用水組合のほうの施設の更新につきましては、当初の整備とは別に、更新的な意味合いがございますので、そちらのほうの事業を該当させるためにとということで、どのようなものが事業として実施可能かというものを今現在国のほうに、県を通じて投げかけているという状況でございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 田野畑村と岩泉町にまたがっているわけですが、これを聞いたときに、この問題が起きているのが岩泉側のほうだけなのかと思って、田野畑の村議会議員にも調べてもらいました。そうすると、田野畑側のほうでは問題は出ていないということなのですが、岩泉のほうで考えて、それはなぜ問題が出ていないかということがわかりますか。わかったら教えてください。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

田野畑村様のほうの状況につきましては、役場さんのほうにも情報をお伺いしてございますけれども、最近の状況といたしまして聞いています中身につきましては、縦貫道整備により一部本管を布設がえしているという状況は何ってございます。田野畑村側のほうの農家の皆さんが困っているという状況につきましては、把握はしてございません。

以上です。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 田野畑のほうは、全く困っていないそうです。

それはそれとして、住民の方が言っているのは、台風10号からの復旧、復興の後でいいから、時期を示してほしいというのですが、時期については、おおよその時期は示せるでしょうか。お願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

先ほど町長のほうからの答弁にもあったとおり、できるだけ早い段階での整備計画を示していきたいと、地元との協議を踏まえてやっていきたいということでご答弁させていただいてございます。明確な時期につきましては、現時点ではお答えはできませんけれども、とにかく早い段階で議会のほうにも説明を申し上げたいというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 次に、公園の問題ですが、近隣に新しく公園を考えるとということで、このところをしっかりとやってもらいたいと思うのですが、例えば小学校の下の子育て支援住宅とか、上町の災害公営住宅ができるわけですが、その近くに元保育園の跡地がそのまま残っているのですが、それについては検討には値しないのか、その点についてはどうでしょう。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） それでは、公園整備の関係についてでございますけれども、答弁にもありましたように、必要性については町といたしましても同様に思っております。現在いずみ公園、教育委員会所管でしたが、発電所の工事であったり、その後に橋のかけかえということがありまして、土を盛った状況で休止ということで現在に至っているという状況になります。

あとは、すぐに開放できる部分ということで、こども園さんの園庭を開放させていただいて、その後は町といたしましても公園の必要性というのは、全庁的に全ての課を通じまして適地を探していこうということで今話をしておりますが、もとの保育園の跡地も含めて、ちょっと検討していきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 次に移ります。

国保の問題ですが、この問題については答弁の中で32年度から税率の引き上げを検討していきたいと……

〔「31年」と言う人あり〕

○6番（林崎竟次郎君） 31年。私が32年にすべきだと言いました。それに対して、32年を蹴って31年からやっていきたいというふうな答弁でしたが、今検討中ということで、町議会にもそれを検討した結果を示したいということですが、私はまず担当課が進めていく中での考え方を共有できればいいなと思って質問をするのですが、国民健康保険というものは、憲法25条にも保障されているすごく大事なところですよ。この点については、そういうふうにご検討されているのでしょうか。どういうふうにご検討されているのでしょうか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 国民健康保険は、議員ご指摘のとおり自営業者、あとは収入の少ない無職に近い方々の最後の保険のとりでという認識は、同一なものでございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） まず、安倍政権が今進めているのは、例えば消費税を10%にしようとしているとか、そういうふうにご弱者とか、所得の低い方々に厳しいことをやろうとしていると。国民健康保険についてもそうだと思いますが、その中で安倍政権からやれというのに対して、それに対して町民を守るような立場で検討していくと、こういうふうなのが、これがすごく大事だと思います。私は、これを強く求めますが、担当としてはどう考えますか。

○議長（加藤久民君） それでは、三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 町長の答弁にもありましたように、基本的に国保は特別会計で自前の収入収支を合わせることが原則なのが一つでございます。そして、あとは町全体といたしましては、当然社会保険とか共済とか、そういう国保以外の保険にも入っている方々も多数でございます。その辺の状況とかも鑑みながら、町の国保制度は町として運営していかなければならないものと考えておりますので、よろしくごお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 次に、均等割の問題ですが、私は人頭税だと言ったのですが、当町としては中学校卒業までの医療費の助成とか、いろいろやっているわけですが、ただそれは均等割で

負担をかけながらという形になってしまいます、どうしても。だから、支援をするのであれば、助成の制度だけでなく、国保税をかける段階での子育て支援というのも大事になってくると思いますが、この点についてはどうでしょう。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

盛田税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（盛田正次君） 均等割見直しの点でございます。まず、国保制度は加入者一人一人が被保険者でありまして、また給付も一人一人が対象となるものでございます。したがって、被保険者一人一人が医療機関を利用すれば、それぞれが制度の恩恵、受益を受けるものでございまして、応益という観点、被保険者数に応じた均等割負担は、単身世帯を含む、あとは多人数世帯を、そういった世帯間の公平という観点からも課税技術上、適切であるなど、理にかなっているなど、このように認識してございます。

それから、もう一点、ご質問の子育て支援という観点からというお話でございますけれども、均等割の見直しを図ることで、子育て支援の効果があるという考え方ももちろんございます。私もそういう考え方もあろうなというふうには思っておりますが、一方では国保の被保険者以外の他保険者、被用者保険等の子弟ということもございまして、そういった分では、一般の方と国保の被保険者の加入者の方との公平性という点では、いろいろと問題もあるのかなというふうにも思っております。

そういったことから、子育て支援の一環として実施するのであれば、国保制度のみならず、一般町民全ての子弟等を対象にした医療費助成と、代表的なものとして医療費助成があるわけですが、こういった施策の展開が適切かなというふうには思っております。岩泉町では、子育て支援として各課横断的に、各般の施策を展開しておるわけですが、こういった線と線を結んだ総合的な中で議論をしていくべきだろうなど、そのように認識しているところでございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） ただいまの答弁の関係ですが、協会けんぽと同じ所得のところ国保を比較すると、協会けんぽ保険料の6割増しが国保税の金額となっております。こういう点から考えても、公平という観点から考えても、決して矛盾するものではないと考えます。

次に、最後になりますが、一般会計からの法定外繰り入れの関係ですが、岩泉町で高齢化が

進んで、それから低所得者の割合がふえていく中で、国保税を支えていく、払っていくという、そのこと自体がすごく大変なことになってきております。そういうふうなときには、やはり岩泉町全体のことを考えるならば、一般会計からもきちっと法定外繰り入れをやっていくべきだと考えます。いかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 先ほどもご答弁させていただいておりますが、国保の特別会計という制度上の問題ではないのですけれども、制度上独立した会計で収支を均衡させていかなければならない会計でございますことはご理解願いたいと思います。

あと、町長からの答弁にもありましたように、一般会計の繰り入れというのは、国保被保険者以外の方々の負担分も国保に入れるという状況になりますので、取り扱いに限定的なものとしなければならぬと認識してございますので、その辺もご理解いただいて、激変緩和的な取り扱いが可能になれば、そのような取り扱いができるのかなと思っております。

○議長（加藤久民君） これで6番、林崎寛次郎君の質問を終わります。

次に、3番、小松ひとみ君。はい、どうぞ。

〔3番 小松ひとみ君登壇〕

○3番（小松ひとみ君） 3番、小松ひとみです。通告に基づきまして一般質問を行います。私は、住民参画の活動支援の1点に絞ってお伺いいたします。

近年全国各地で次々と自然災害が起きる中、復旧、復興は地域住民みずからの奮起なくしては進まないということを改めて強く感じております。本町でも、「住民一丸となって」というスローガンのもとに奮闘してきてはおりますが、果たして明るい希望というのが見えている状況でしょうか。私は、これからの寒い冬に向かって、一抹の閉塞感を感じています。

このような中であって、高齢化、少子化と悩む前に、今生きがいを持って活動している住民グループの存在もあることを忘れてはなりません。その活動内容は、食や健康づくりに関すること、岩泉ならではの商品開発、地域の情報発信、イベントの企画開催など多岐にわたっています。しかし、これらの活動は限られた地域の中での動きが多く、資金面でも脆弱であるため、今以上に視野を広める機会に恵まれないケースが多い状況にあります。このため、例えば他県や首都圏ではどのような商品ニーズがあるかについて見聞を広めるとともに、岩泉の強みについての認識を深めていく必要があると考えます。



また、町としてこのような活動をしている方々の声を拾い、次へのステップを踏み出すためのもう一押しをしていく必要もあると考えます。今町は、復旧、復興に懸命に取り組んでいるところですが、その先にある本当の意味での復興に向け、既存の枠組みにとらわれず、個々の取り組みに目を向けた新しい視点での支援制度をつくることが強く望まれています。希望を持って復興を進め、地域を活性化させていくために、今こそ住民参画の活動へのきめ細かな支援対策が必要と考えますが、町長の所見をお伺いいたします。どうぞお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、小松ひとみ議員のご質問にお答えを申し上げます。

ご質問のありました住民参画の活動支援についてであります。議員ご案内のとおり、地域の活性化に住民参画は必要不可欠なものであり、町といたしましてもこれまで多種多様な支援を行いつつ、一丸となってまちづくりを進めてきたところであります。

特に平成16年度から21年度におきましては、地域づくり支援事業として補助金交付要綱を定め、地域の活性化を誘導するためのさまざまな事業に対し、プレゼンテーション方式で実施団体を選定するなど、係る事業費に対し補助を行ってきた経緯もございますが、前期の岩泉町まちづくり総合計画の終了年度に合わせ、その見直しを行い、事業を終了したところであります。

これは、地域の活性化や振興の中核を担う地域振興協議会の設立に伴い、当該協議会において個々の団体の活動支援を行う仕組みにシフトしてきたものでありますので、まずは各地域振興協議会での事業実施を検討、協議いただければ幸いです、このように思っているところであります。

いずれにいたしましても、地域の課題解決や活性化に向けて、みずから生きがいを持って活動されている地域住民の皆様は、本町地域振興施策の力強い推進に欠かせないものと認識していることから、今後とも国、県、他の機関等で実施しております助成事業の情報収集に努め、助成要件に該当する場合は、それらの制度を紹介するとともに、これまでの協働のまちづくり交付金の効果検証もしっかり行いながら、より活用しやすい実効性ある支援制度のあり方につきまして、調査研究をしてみたいと考えておりますので、何分よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 3番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） 私前に、例えばふるさと納税の枠組みの中で、自由に若者たちが使える仕組み、そういう自由な枠組みがつかれないものかと質問したことがございます。やはりその中でも国とか県のほかの助成事業の情報収集に努めて、そういう情報を提供していくという答えだけでございました。そういう情報は、リアルタイムで個人でも収集できるわけです。ですから、一人一人のその次をどうしたらいいかというのがよくわからなくて、その次の手を挙げられない場合もあったと思うのですが、地域振興協議会、あと物販に関して、物産振攻会という集まり、そういう会を知りましたが、地域振興協議会と物産振攻会について、結成年度と会員数と内容についてをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加藤久民君） 前段については三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 地域振興協議会についてでございますが、地域振興協議会は平成17年度からございましたでしょうか。主に自治会等々個別に活動していただいたものを旧村単位で1つの連合会のような形で組織して、そして中核的な存在として組織して今まで来ている。岩泉地域は18年度から、ほかの地域につきましては17年度から発足して活動していただいております。会員というか、あえて申しますれば、それは地域住民の方々全員というふうに理解をしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） それでは、後段については中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） 岩泉町物産振攻会についてでございます。平成10年の設立で、現在法人、団体、個人合わせて会員者数30者となっております。主な活動といたしましては、町内、町外での各種物産展、イベント等への参加というところになっております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） このことで地域振興協議会と岩泉町物産振攻会ということについて、どのくらいの皆さんの周知度、あと日ごろわかっていらっしゃるかなと思って、何人か、20人ほどですけれども、聞いてみました。あと、自分がやりたいことがありますかということも含めて聞いてみたのですが、地域振興協議会はやはり各地区は支所と連携しているということで、皆さん一緒にお世話になっているとか、一緒に活動しているというところが多かったのですが、岩泉町に関しては本庁なので、なかなか知っているというのはちょっと低かったように思います。物産

振攻会に関しては、知らない人が大体で、例えば20人のうち知っている人というのは二、三人でございました。

そこの中で私は会員ですと、そこで活動しておりますという方が、例えば龍泉洞ビールはどうやってつくったかというコンセプトがありまして、岩泉に来てくださった方たちにおもてなしの意味で龍泉洞ビールをつくったと。本当に飲みたければ、岩泉に来なければ飲めませんよというコンセプトなのだと聞いて、そういうこと全然私は知らなかったので、「そういう思い、みんな知りませんよ」と言ったのですけれども、皆さん個々の熱い思いでつくってきましたけれども、物産振攻会に関してももう20年たったわけですね。どの程度社会が変わって、商品の求められ方、売り方、買い方について随分と世の中が変わってきていると思いますけれども、そういう法人、一般の人たちが知り得ない人たちが一生懸命活動しているわけですから、もっと一緒に協働で話し合ったり、もっと力を合わせたいなという思いがございます。

このアンケートの中で、自分がやりたいことがありますかという中で、例えば落語とか映画とか定期的なイベントをやりたいという方、次には地場産品を売り出したい、例えば縁樹という地場産の食に関しての施設もなくなったわけですが、そういうまんじゅう、だんごとか、地域のものを売り出す仕組みをつくりたいという方もおりました。そこには例えば「真空パックの機械が欲しい」とか、あと「ほかでの売り方を知りたい」、「銀河プラザというのがあるらしいけれども、行ってみたいものだ」とか、あと中には、今回ボランティアさんがいっぱい来てくださって、その人たちに手紙を書きたいという人がいました。その手紙の中には、岩泉の宣伝物とかを入れて、ぜひまた皆さん岩泉がどうなっているだろうかという、では行こうかという仕組みをつくりたいという人もいました。小さくても、今みんなの希望となるこういう企画に対して、例えば3人以上の町民が二、三十万円の上限で5組募集、新しい岩泉づくりの応援基金とか、そういう枠組みの補助制度というか、そういうのをつくれませんか。いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ただいまの議員のご質問でございますけれども、まさに先ほど町長から答弁をいたしました地域づくり支援事業、さらにはその前の平成11年には、地域ビジョンの活性化事業ということで、町の予算を使いまして、議員が今申しましたような地域住民の皆様がみずから地域づくりを推進するために使う予算を、政策的に町の活性化のために予算化して誘導して、今まで施策を展開してきたところでございます。この中には、今現在も行われておりま

すサケまつり事業ですとか、浅内公園まつり事業ですとか、釜津田秋まつり事業ですとか、そういったものも、その当時から発生した事業ということもあるわけでございます。

ただ、これを今まで実施してきた中におきまして、やはり活動グループの皆様、構成員の方々がある程度固定されてきていると。毎年同じようなメンバーの方が同じような事業で計画してくださる。あるいは年々逆に希望件数が下火になってきているというような状況もございましたことから、ここに申しましたとおり前期のまちづくり総合計画の終了年度に合わせて、スクラップ・アンド・ビルドではございませんけれども、そういった見直しをした経緯もございます。

その後は、地域振興協議会の設立に伴いまして、そちらのほうの事業誘導のほうに施策の展開を図ってきたところがございますけれども、今後これからまたまちづくり総合計画の新たな計画の樹立のための準備を進めているところでもございますので、先ほどの議員のご提案の部分がどうしても町単独事業費ということにもなっておりますものですから、そういった財政の見通し、あるいは地域振興協議会における活性化事業との兼ね合い、この辺のところを十分に検討いたしまして、そういった議員ご提案の事業展開が今後可能かどうかということにつきましては、前向きには申しませんが、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） どちらも、地域振興ももう10年以上たっているわけです。この災害を受けて、私たちは本当に価値観が変わったはずなので、若者も今やっと足元の道路が直っても次への希望を今持っているところだと思うので、本当に私が思うのは、今々やるべきことだと思うので、ぜひともこの仕組みをつくってほしいと思います。要望として伝えておきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで3番、小松ひとみ君の質問を終わります。

次に、13番、野館泰喜君。はい、どうぞ。

〔13番 野館泰喜君登壇〕

○13番（野館泰喜君） 13番、野館泰喜でございます。通告に基づきまして、交流人口の拡大に視点を集中し、以下の2点につきまして一般質問を行います。

元号としての平成最後の12月議会となりました。ポスト復旧、復興を考えるときに、来る人口減少社会への対応と指針を町民に示していく必要があるのではないのでしょうか。振り返れば、竹下内閣のふるさと創生に始まって、第2次安倍内閣の地方創生と手を変え品を変え、地方の拡充

が国の発展につながるとの思いから、さまざまな施策が連発されてまいりました。しかしながら、人口減少の波はとどまるところを知らず、平成の30年を失われた30年とやゆする論評もあります。そもそも人口維持には出生率2.08が必要とされている中で、1975年に2.0を割り込んでいます。現在が1.4くらいですから、今の状況が到来することは、50年以上前からわかっていたこととなります。そして、これから50年、この状態は誰も変えることができません。国では、その穴埋めの一つとしての側面を持つ外国人材受け入れの入管法が議論されています。

この認識に立ったときに、この町を守るために何をしなければならないか研究し、計画に盛り込んでいかなければならないときではないでしょうか。I J Uターンの促進も一つですが、当然のこととして全体の人口が減り続ける中で、本町をふやすということは、減る市町村をつくるということになります。全国の市町村が競って移住施策を打ち出している中で、それほどの効果は期待できません。さりとて、これはこれでやり続けなければ、間違いなく減少率は上がってまいります。

そこで、まず人口減少社会への対応として、交流人口の拡大を本格的に考えるべきであります。その一つとして、ふるさと住民の取り組みについて伺います。ふるさと納税から始まって、そのきずなをより太くするために、ふるさと住民票の発行を実施している自治体があります。本町でもふるさと納税者に限らず、町出身者や関係者、本町に思いを寄せる方々と、その対象は少ないと思います。ふるさと住民条例を制定し、行政広報や議会報、龍泉洞の無料入洞券を送付し、定期的に情報を届けることによって、直接来ていただける可能性は格段に上がるのではないのでしょうか。1つの筋道を定め、それに沿った小さな施策の連発が人口減少を和らげる手だてだと確信するものであります。町長のご所見を伺います。

次に、交流人口拡大策の2番目として、観光地龍泉洞について伺います。本町では、東日本大震災で落ち込んだ龍泉洞の観光客も7年後の現在、町並びにスタッフの努力によって、震災前の水準に戻つつあります。しかし、50万人を目指すとか、1人当たりの町内消費額を倍増させるとかの思い切った施策に踏み込む気配はありません。全国でも有名な群馬県の道の駅川場田園プラザは、人口3,800人の村が平成5年に31億円を投じた、農業と観光を合体させた施設であります。家族で一日楽しめる道の駅として、平成17年に年間180万人を達成しています。社員数40人、パート、アルバイト100人で年間売り上げ20億円を堅持しています。そのうち、農産物の産直部門が6億円を売り上げています。もちろん首都圏から2時間というアクセスもあるでしょうが、その半

径には幾多の魅力的なスポットが点在している中においてのことです。

本町観光地龍泉洞との大きな違いは、年3回以上の来客者を高リピーターと称し、これが4割に達しています。3年に1度ユニホーム等のリニューアルを実施し、毎年全員で東京ディズニーランドへの研修で接客を学び、サービスにおいて凌駕しようとのモチベーションを維持しています。これらの小さな変化の積み重ねがリピーターを生む要因となっています。

私は、このリピーター対策を強く意識した龍泉洞の周辺整備を計画するべきだと思っています。その対策の充実が間違いなく魅力の増大につながるものであります。数年前には、宇霊羅山にロープウエーをとという一般質問をしたことがあります。ホテルの新築について言及したことがあります。遊歩道の途中にログハウスを点在させ、飲食を提供することによって、動線をつくることができます。神成にビニールハウスを建てれば、イチゴ狩り、シイタケ狩りができます。意図的に動線をイメージすることによって、一、二時間で帰るお客さんに、あと二、三時間とどまってもらうことができると思います。とどまってもらう努力そのものがとりもなおさず魅力の創造ということになっていきます。

現在18万人が1,000円から2,000円の消費額だと思いますが、まず倍増させる施策の展開を願ってやみません。そのことが新しい魅力の創造になり、リピーターの掘り起こしにつながり、入洞者の増加につながると思います。町長のご見解を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） それでは、中居町長、答弁をお願いします。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 13番、野舘泰喜議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、ふるさと住民条例の制定についてであります。定住人口でもなく、交流人口でもない、地域と多様にかかわる人々を指す新たな視点、いわゆる関係人口の拡大を図る手法の一つとして認識しているところであります。

本町におきましては、ふるさと納税制度が本格化する以前に、ご寄附いただいた方々に特別町民証として、龍泉洞の無料入洞や道の駅での買い物10%の割引、また龍泉洞温泉ホテルの宿泊料10%の割引を特典として付与したものを交付していた経緯もございますが、当時は数件の利用実績であったことなどにより、特産品の返礼へと組みかえを行ったものであります。しかしながら、ふるさと納税制度の返礼品も総務省の要請のもと、平準化傾向にもありますことから、関係人口

をさらに拡大し、交流人口へとつなげる取り組みの強化策の一つとして、議員ご提案の内容も含め、再考してまいりたいと考えております。

現在は、潜在的移住希望者増加促進事業や地域おこし協力隊の招聘事業等、都市部から本町の新しい人の流れをつくる取り組みも強化しており、さまざまな機会やつながりをきっかけとして捉え、関連事業の検証も進める中、条例制定についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、リピーターの掘り起こしについてであります。龍泉洞の入洞者数の増加や交流人口の拡大のためには、リピーターの掘り起こしが重要であり、この視点を意識した施策の展開が必要であるとの認識は、議員と同様であります。現在龍泉洞で行っております誘客対策といたしましては、会員制交流サイト、いわゆるSNSでの情報発信のほか、春、夏、秋まつりの開催、冬季誘客企画としてナイトケイブ、龍泉洞大冒険、コウモリうおっちゃんぐ、バレンタインデー企画等、ささやかではございますが、試行錯誤を繰り返しながら、滞在時間の延長とリピーターの確保に向けた取り組みを積み重ねているところでございます。

龍泉洞の周辺整備につきましては、議員ご指摘のリピーターの確保対策とともに、滞在時間の延長を意識した計画を立案する必要があるものと認識しておりますが、その中で重要となりますのが魅力的な体験メニューの位置づけや動線を意識した計画づくりであると考えております。

これらの視点を踏まえ、新年度には龍泉洞周辺再整備構想の策定に着手し、龍泉洞周辺の新たな魅力づくりによるリピーターの掘り起こしと、交流人口の拡大による地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 13番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 前向きなご答弁で、ありがとうございます。答弁漏れというか、冒頭に減少社会への対応を町民に示していく必要があるのではなかろうかという質問に対しての答弁漏れがありますので、国のシステムもそうですが、地方においても人口がふえ続けるという前提のもとでのシステムになっているように思います。いずれ歴史上、これまで減ったことのない時代を乗り越えてきて、ところが、これからは減り続けるという時代に入っていくわけです。したがって、あらゆるシステムを組みかえなければならないという状態が起きてくるだろうと思います。

それで、持続可能な仕組みということは、一番の肝は、うまく小さくして質を高めるということに尽きるのだと思いますが、その観点からそういう議論が始まっているのかどうかという点につきましては、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 議員の一般質問のただいまの部分に関しましては、意図的に答弁を避けたということではございませんけれども、壮大なテーマ、永遠のテーマでもございます。したがって、個別具体の答弁は、今の段階では無理があるというふうにも思いましたものですから、いずれ新年度のまちづくり総合計画の策定に向けて、鋭意取り組みを始めたところでございますので、そういった中で議員の今のうまく小さく質を高めるということにつきましては、認識は同じくしているものというふうに考えておりますので、そういった中で大いに議会のほうとも議論をしながら取り組ませていただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ありがとうございます。

次に、ふるさと納税の現在の岩泉町の返礼品の率、いろいろ国のほうで騒いでおりますが、3割とかという部分、現状はどのぐらいになっておりますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） 返礼品の割合ということで、国のほうでは3割以内ということでございますが、済みません。現在具体的な数字というところはありませんが、その3割というのはきちり守ってやっております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ふるさと住民条例について、前向きなご答弁をいただきましたけれども、この中にぜひとも考えていただきたいことは、パブリックコメントであるとか各種審議会、そういった委員にもふるさと住民を登用していくというお考えを持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 条例制定につきましては、ただいまご答弁を申し上げましたとおり、これから検討して取り組みをさせていただくわけではございますけれども、もし条例制定ということになれば、ただいまご提言のことは十分に配慮していく必要があるというふうに思っ



おります。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 2018年1月に、移住交流施策に関する検討委員会というところから報告書が出されまして、それ以降、まさに人口を奪い合うような状況が国内において展開されております。そして、これはますます活発になると思います。

それで、地域づくりといいながら、渋谷区にも新宿区にも助成金が出ております。到底同じ基準で出ている助成金であれば、地域づくりにはなるかもしれませんが、地方づくりにはならないという現状が完全に出てきていると私は認識しております。したがって、その中であっておくれをとってはならないという思いから、ただいま前向きにふるさと住民条例を制定していくというご答弁をいただきましたので、問題はスピード化だと思っております。いつまでにやるかということは答弁できないという答弁が想像されますが、なるべく早くということは、これは必須条件であると思っておりますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 条例の制定につきましては、前向きに検討させていただくということで、先ほどご答弁を申し上げさせていただきました。ただ、条例化ということにつきましては、制定をいたしまして、高らかに内外に宣言をして知らしめるということであれば、それなりの効果も期待されるということは思っておりますけれども、ほかの例等を調査した限りでは、条例制定よりは要綱なり実施要領なり、そういった規定によって実施をしているというところも多々あると見受けられております。条例制定をしますには、やはり私どもにとりましては条例でございますので、用意周到にそれなりに積み上げ、組み立て、十分な吟味が必要になってまいります、スピード感という意味では理解をしつつも、慎重さも求められる部分でございますので、条例制定にいきなりいくべきなのか、それとも要領、要綱でまずは実施を試みるほうがよろしいのかということにつきまして、十分に精査をしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ありがとうございます。まずは、スピード化だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、龍泉洞の周辺整備に関して伺いたいと思います。実は、先だって群馬県の川場村

に行ってきました。本当に3,800人程度ですが、全部そこに農産物を出したり、村民全員がそこから享受しているという状況が見てとれました。そういったことで、そこが何でうまくいったのかということのをいろいろ聞いてみると、最初に本当の専門家、大学の先生に全体像のプロデュースをお願いしたという経緯を聞きました。

そこで、龍泉洞の周辺整備について、専門家に調査依頼はしているのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

これまでも専門家、具体的な施設等の配置とか、そういったところでの専門ではございませんでしたが、これからそういった観光コンサルといったような専門家の方々のご意見も聞きながら進めていくということで、今取り組んでおりました。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 実は、そのところが非常に大事なところだと思います。来年を見るのではなくて、10年後、20年後も見据えて全体の動線も考えながら配置をしていくということになると、これまでやってきたようなコンサルでいいのかどうか、もっと上の大学の先生とか、そういったところまで手を伸ばして、本当にこのぐらいの資本投下をすれば、このぐらいの人数が見込めると、そこまでを意識して専門家の依頼をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

まさに議員のおっしゃるとおりと私も同様でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） その関連で、どうしても気にかかるのがホテルでございます。もう古くなって限度を過ぎているかと思われませんが、この龍泉洞の周辺整備に関連して、やはりホテルもちんちん頭の中に浮かんでまいります。このホテルについて、今現在町ではどのようなお考えを持っているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） ホテル構想というところでございます。これまでも現在の龍泉洞温泉ホテルについて増改築とか、それから別な場所に新築するというようなことは検討されてきておりますが、まだ今現在具体的にどういふところがありません。それで、龍泉洞周辺の

構想の中に、ホテルの建築というところも織りまぜて調査研究しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 周辺整備を、本当にそこにお客様、あるいは高リピーターを集めるという観点から考えていくときには、ホテルという要件、宿泊所という要件は、必ず出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

それから、観光開発の観点から、かねがね私が気になっていることなのですが、今全国で雲海という雲の海に列をなして並んでいくという状況があります。実は、見たことはないのですが、多分宇霊羅のてっぺんから見れば、見事な雲海が広がっているものと私は想像しております。そこで、1つの観光の材料として、ドローンの部隊ができたやに伺っておりますが、観光開発の材料の一つとして、宇霊羅の上から雲海を画像として捉えておくという必要があるかと思っておりますが、これはできますか。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

ドローンの活用ということで、現在観光PR用の動画の作成等を行っておりますが、ドローンでの撮影ではございませんが、このたび発足しましたドローン隊、ブルードラゴン、そちらのほうを活用して岩泉の観光ポイントにつきまして、四季折々の風景を撮影しまして、それらを編集して観光PR、それから岩泉町のPR用の動画といったところを計画しております。その中で、議員のお話にございましたような宇霊羅山からの撮影ということも1つのポイントとして、計画の中に取り込んで実施してまいりたいと思っております。撮影ができるかどうかというところは、確認はしておりません。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 雲海ですから、時間的にいって朝の4時から朝の7時半、8時ぐらいまでに限定されます。そしてまた、天候が入ってきます。ですから、上から狙ったから撮れるというものではありません。そして、春、夏、秋、冬、全部表情が違います。それらをぜひとも1つの材料として持つておく必要があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで一般質問を終わります。

---

◎報告第1号～報告第3号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第5、報告第1号から日程第7、報告第3号までの報告を行います。

報告第1号 上町団地災害公営住宅整地工事の請負変更契約締結の専決処分についてから報告第3号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分についてまで順番に報告を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 報告第1号 上町団地災害公営住宅整地工事の請負変更契約締結の専決処分について。

上町団地災害公営住宅整地工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙をごらん願います。専決処分書。上町団地災害公営住宅整地工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年10月17日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、上町団地災害公営住宅整地工事。

2、工事場所、岩泉町岩泉字和川原地内ほか。

3、契約金額、当初請負額5,832万円。変更請負額6,214万7,520円。変更による増額382万7,520円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14、氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

5、変更理由、プレキャストL型擁壁工の数量変更による増。

次に、報告第2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。損害賠償事件に係る被害者との和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年10月23日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町門字水上29番地19地内、グループホームよろこび敷地内において、相手施設に損害を与えた事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額、11,880円。

2、和解及び損害賠償の相手方、住所、秋田県能代市浅内字中山92番地。氏名、株式会社ラ・サルーテ、代表取締役、佐藤幸喜。

次のページの参考資料をごらん願いたいと存じます。事故の概要でございますけれども、発生日時が平成30年9月27日。場所がグループホームよろこびの敷地内でございます。発生状況でございますが、臨時運転手がバスを後退させているところで、施設内のスロープの手すり部分に車両の後部を衝突させて、手すり先端部を損傷させたものでございます。賠償の内容としましては、賠償額で11,880円、責任割合は町が100%でございます。まことに申しわけございませんでした。

次に、報告第3号でございます。損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。損害賠償事件に係る被害者との和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年10月26日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町中島字外川目84番地4、外川目公民館付近において発生した車両破損事故において、当該車両に与えた損害について、相手方と和解し、損害賠償額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額、14万8,036円。

2、和解及び損害賠償の相手方、住所、岩手県盛岡市名須川町9番5号、氏名、株式会社トヨタレンタリース岩手、代表取締役社長、元持雅行。

次のページの参考資料をごらん願いたいと思います。事故の概要でございますが、発生日時が平成30年9月25日。発生場所は、外川目公民館付近でございます。発生状況でございますが、非常勤運転手が後退中に相手方車両に衝突したものでございます。賠償内容としましては、賠償額14万8,036円、責任割合は町が100%でございます。損害賠償の相手方の車がレンタカーということで、賠償の相手方はレンタリース会社ということとなっております。まことに申しわけございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第3号までの3件全部の報告を終わります。

---

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第8、同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、岩泉町小本字上中野33番地1、氏名、松浦紀雄、生年月日、昭和27年1月5日。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町固定資産評価審査委員会委員、松浦紀雄が、平成31年1月18日をもって任期満了となることに伴い、同人を再任しようとするものであります。

次のページに、参考資料として略歴書を添付してございますので、参考をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） これから同意第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第9、議案第11号 普通河川江川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第11号 普通河川江川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決求めることについて。

普通河川江川河川災害復旧工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、普通河川江川河川災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町安家字高須賀地内ほか。

3、契約金額、当初請負額8,240万4,000円、変更請負額7,552万4,400円、変更による減額687万9,600円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8、氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積工等の面積の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、平成29年8月9日に着工してございまして、平成30年12月25日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、変更部分でございます。災害番号で28災320号では、張芝工が10平方メートル減、28災321号ではブロック積工が26平米減、一番下、28災323号ではブロック積工を7平方メートル減、張芝工が80平方メートル減となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これから議案第11号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第10、議案第12号 準用河川小本川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第12号 準用河川小本川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。



準用河川小本川河川災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、準用河川小本川河川災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町門字下三田貝地内。

3、契約金額、当初請負額1億8,619万2,000円、変更請負額1億5,678万1,440円、変更による減額2,941万560円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8、氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積工の面積の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成29年9月7日着工してございまして、平成30年12月28日完成予定となっております。

工事概要でございますが、変更箇所でございます。災害番号で28災549号では施工延長を2.6メートル減、ブロック積工を24平方メートル減、28災780号ではブロック積工を35平方メートル減、そして次の28災781号は皆減となっておりますが、これは名目入の県の河川との重複箇所、県と協議をした結果、県のほうで実施をするということで、皆減とさせてもらったものでございます。次に、28災1151号では、ブロック積工が2平方メートルの減となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これから議案第12号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、議案第13号 学校林造成特別基本財産の処分に関し議決を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第13号 学校林造成特別基本財産の処分に関し議決を求めることについて。

次のとおり学校林造成特別基本財産を処分するため、地方自治法第96条第2項及び学校林の造成に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1、処分する財産、財産の所在地、岩泉町二升石字滝野107番地2、岩泉町二升石字滝野107番地5。種別、立木。細目、杉。樹齢62年から63年。立木本数、950本。面積、4.56ヘクタール。

2、処分の方法、売り払い。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立二升石小学校の学校林について、学校より処分の申し出があったことから、学校林造成特別基本財産を処分しようとするものである。

次のページに参考資料として学校林の位置図を添付してございます。松橋の二升石簡易水道の取水地の右に行ったほう、クラナイ沢の道路の右左でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第13号について質疑を行います。質疑はございませんか。

13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） これは、入札を実施することになるかと思いますが、樹種が杉ということで、この面積でどの程度の金額を考えているのか、教えていただければと思います。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

- 教育次長（馬場 修君） 議員からお話がありましたように、処分方法といたしましては売り払い、入札を予定しております。入札を控えている分もありますので、ちょっと金額については申しわけございません。
- 議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。
- 2番（畠山和英君） 二升石の小学校の学校林ですが、これは全てでしょうか。全部の面積ですか、まずそこから。
- 議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。
- 教育次長（馬場 修君） 議員ご指摘のとおり、二升石小学校の学校林全てでございます。
- 議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。
- 2番（畠山和英君） 今の13番からの質問にもあったわけですが、この売り上げの金額と  
いうか、入ったお金ですが、多分学校の目的財産ですから学校のものに使うと、町の財政に入るのかどうかですが、それについてはどうなるわけですか。どのようなのに使う予定  
かお尋ねします。
- 議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。
- 教育次長（馬場 修君） 使途、使い方につきましては、一応学校のほうの施設の充実を図るためというふうに条例のほうで定められておりまして、多分備品関係になるかと思えますけれども、  
これから処分方法が決まりましたら学校のほうと相談をして決定するという流れになります。
- 議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。
- 2番（畠山和英君） 学校の備品等ということですが、二升石小学校は統合になりますよね。  
そうしますと、統合関係があつて処分するということと、そうしたら岩泉小学校になってから使うとか、そこのところをもう少し詳しくご答弁いただければと。
- 議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。
- 教育次長（馬場 修君） まず、学校林の処分の関係でございますけれども、タイミングについては、閉校とあわせてということではなくて、あくまでも学校のほうから処分をしたいというふうなことで、実は学校のほうから、この提案理由のほうにもございますけれども、申し出がありました。その内容については、児童、会員等の減少で維持管理がもうできませんというふうなことがありまして、学校林をなくしたいというふうなことで申し出があつたという内容となっております。

あと、もう一つの後段のほうのご質問につきましては、確かに統合、廃校が予定されております。購入する備品につきましては、そのまま岩泉小学校さんのほうに引き継ぐとか、持っていくとか、そういう形になろうかなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 取水地の近くで950本というと、相当数の木だとは思いますが、水源に影響はないか調査をされているかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） ごらんのように、確かに取水地のほうは近くにございますけれども、場所のほうも2つに分かれておりまして、学校関係者、あとは町の関係者等とも現場のほうを見られておりまして、特に水道のほうの影響はないものに近いというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 切るのはいつでも切れるので、入札にかける前に一応専門家から影響があるかないかを確認してから、行動に入ってみてもいいのではないかと思います、いかがですか。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） ご心配をいただきまして、ありがとうございます。実は、12月10日に現場を確認する予定となっておりますので、そこら辺にも意を配しながら確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） それでは、審議中のところ大変恐縮ではございますけれども、ただいまごらんいただいております議案の中で、ちょっと一部を修正させていただきたいと思っております。

修正箇所につきましては、1枚目については処分する財産の所在地のところになりますが、「滝野107番地2」、あとは「107番地5」とありますが、それぞれ「地」というものを取っていただいて、所在をあらわすときには住家以外は「番」という表現を使いますので、そちらの修正をお願いしたいと思います。

それにあわせて10ページ、参考資料のほうにつきましても「番地」という部分が出てまいりますが、恐れ入りますが、こちらを「番」に修正をお願いしたいと思います。大変申しわけありません、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 学校林は処分されるわけですが、跡地の取り扱いはどのようになるのかお願いします。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） ここの学校林につきましては、町有林の中にありますので、あとは伐採した後につきましては、農林水産課、担当課のほうと協議しながら適正に管理していきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 関連でお伺いしますが、二升石小学校松橋分校というものもあって、相前に閉校したわけですが、松橋の住民の方から言わせれば、松橋分校にも学校林があったという話を聞いたのですが、この樹木の中に含まれているのかいないのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） ちょっと説明のほうが不足しましたが、議員ご指摘のとおりこの学校林の中には旧松橋分校の分も含まれておりまして、2枚目の図面でいいますと、面積が小さいほう、道路の上側のほうが松橋分校の分で、おおよそ面積が1.5ヘクタールということになっております。全体面積のうちの1.5ヘクタールが旧松橋分校分ということでご理解いただきたいと。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第12、議案第14号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第14号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて。

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更することについて、関係団体と協議しようとするものである。

一番最後のページの参考資料、新旧対照表をごらん願いたいと存じます。別表第1で「紫波、稗貫衛生処理組合」を削除。それから、下の別表2でも「紫波、稗貫衛生処理組合」を削除するものでございます。なお、紫波、稗貫衛生処理組合は、31年3月31日をもって解散ということで今回お願いをするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第14号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第13、議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に  
関し議決を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に  
関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の  
総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の  
規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家辺地に係る公共的施設の整備を図るため、総合整備計画を変更しようとする  
ものである。

最後のページの参考資料をごらん願いたいと存じます。新旧対照表でございます。今回の計画  
は、安家複合施設を建築するに当たりまして、辺地債を活用しようということで計画変更を願  
いするものでございます。新旧対照表の2の(3)で、「当辺地内で災害により被災した、消防屯  
所、診療所、集会施設等を新たに整備し、住民の生活環境の向上を図る」としてござい  
ます。

3の整備計画では、消防施設の事業費を7,400万円に、一般財源を6,837万円に、一般財源の  
うち辺地対策事業債の予定額を6,430万円に変更するものでございまして、診療施設、  
その他の集会施設につきましては新たに追加するものでございます。なお、支所につきま  
しては、辺地債がききませんので、今回は辺地債がきくものについて計画変更をお願い  
をするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第15号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 支所は辺地債が適用にならないということで、一般質問でありました安家地区における介護的施設のようなものが計画に仮に持ち込まれた場合、その他の集会施設というものの位置づけで、次の辺地の変更はなくても建設が可能なのかどうか。先のことなので、仮にそういう提案があった場合、いかがなものでしょう。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 施設として同じような施設で、その他の集会施設ということで、これは今回の安家の複合施設につきましては、防災機能も備えるということで、避難所機能も備えてございます。議員のご発言の中で、介護等々という話もありましたけれども、現在進めている中で、この後の全員協議会でもお示しをするのでございますけれども、お風呂の設置を予定してまして、和室を一体的に使えると十分かなとは思っております。いずれにいたしましても、その他の集会施設ということで、いろんな活用ができることから、あえて入れなくても大丈夫ではないかなと認識してございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 今の説明ですと、その他の集会施設と診療施設で合わせて4億5,000万円ですが、プラス支所分ということで、それに支所分が足されるというふうに考えるのですが、合計幾らになりますか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） そのとおりでございます。支所も合わせて、概算の額でございますけれども、建築、造成、解体処分含めて5億6,000万円ほどを予定してございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕



○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第1号～議案第10号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第14、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第23、議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）まで10件を一括議題とします。

本案について提案者の提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。職員の給料の額等を変更するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第2号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について。

岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。新たに町営住宅を設置することに伴い、施設の名称と位置を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 岩泉町小本川災害危険区域に関する条例について。

岩泉町小本川災害危険区域に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項

第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。建築基準法第39条の規定に基づき、小本川流域の災害危険区域の指定及び災害危険域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第4号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について。

岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立二升石小学校及び岩泉町立浅内小学校を岩泉町立岩泉小学校に統合することに伴い、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立二升石小学校及び岩泉町立浅内小学校を岩泉町立岩泉小学校に統合することに伴い、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第6号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）。

平成30年度岩泉町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,120万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億7,810万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）、第2条、既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）、第3条、既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第7号でございます。平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ846万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,664万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,067万8,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,078万円とする。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度岩泉町の簡易水道特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,471万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,170万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）、第3条、規定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,067万4,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,863万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

なお、参考資料として第三セクターの経営状況につきましても添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。日程第14、議案第1号から日程第23、議案第10号までの10件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第1号から日程第23、議案第10号までの10件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎請願第4号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第24、請願第4号 消費税10%増税の中止を求める請願を議題とします。

請願第4号の紹介議員の説明を求めます。

6番、林崎竟次郎君。はい、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 請願第4号 消費税10%増税の中止を求める請願。

紹介議員、林崎竟次郎。

平成30年11月26日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。

岩手県宮古市緑ヶ丘3-31、宮古民商会館、宮古民主商工会会長、崎尾誠。

消費税10%増税の中止を求める請願書。

(要旨)、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと。

(理由)、私たちの暮らしや地域経済は、今大変深刻な状況です。消費税が8%に増税されて、個人消費はマイナスのままです。増税と年金削減、医療・介護など社会保障費の負担増、そして物価の上昇と三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。東日本大震災・津波、台風10号大被害からの生活再建や復興もこれからが正念場となります。自治体の財政も消費税負担が大きく圧迫しています。ところが政府は、平成31年10月1日からの消費税率10%への引き上げを行う姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで五、六兆円の増税となり、軽減分を差し引いても年間1人当たり2万7,000円の増税という驚くべき試算も出ています。税率引き上げと同時に導入される「複数税率」は、商取引を複雑にして混乱を招くものです。また、「インボイス制度」は、地域経済を担う中小零細業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。そもそも消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する税制です。日本国憲法では、応能負担原則の税制確立を要請しています。

消費税増税だけではなく、税金の集め方や使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制は正すべきです。無駄な歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済の振興を優先して税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるならば、社会保障の拡充も財政再建への道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税10%増税を中止することを強く求めます。

以上です。

○議長（加藤久民君） これで請願第4号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって、総務常任委員会に付託して、会期中の審査といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 3時19分)

平成30年第4回岩泉町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成30年11月22日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	平成30年12月 7日 午後 4時10分				
	閉 会	平成30年12月 7日 午後 4時23分				
出席及び欠席議員  出席13人 欠席 1人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひとみ	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟次郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	×			

会議録署名議員	7 番	坂 本 昇	8 番	三田地 和 彦
	9 番	菊 地 弘 巳		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			



# 平成30年第4回岩泉町議会定例会

## 議事日程(第2号)

平成30年12月 7日(金曜日)午後 4時10分開議

### 開議の宣告

### 議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 2 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3 号 岩泉町小本川災害危険区域に関する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算(第3号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第 7 号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 8 号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 9 号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第3号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 10 議案第 10 号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 11 請願第 4 号 消費税10%増税の中止を求める請願 (総務常任委員長報告)

日程第12 平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員会の調査結果について

(平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員長報告)

閉会の宣告

---

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、8番、三田地和彦君から所用のため欠席する旨届け出が提出されておりますので、報告します。

（午後 4時10分）

---

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎議案第1号～議案第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）までの10件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、三田地久志君、はい、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 三田地久志君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（三田地久志君） 平成30年12月7日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。条例補正予算審査特別委員長、三田地久志。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町小本川災害危険区域に関する条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第7号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、請願第4号 消費税10%増税の中止を求める請願を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、坂本昇君、はい、どうぞ。

〔総務常任委員長 坂本 昇君登壇〕

○総務常任委員長（坂本 昇君） 平成30年12月7日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。総務常任委員長、坂本昇。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会

議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

請願第4号 消費税10%増税の中止を求める請願、不採択すべきものと決定。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 報告が終わりました。

ただいまの総務常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから請願第4号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから請願第4号を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり不採択と決定しました。

---

◎平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員会の調査結果  
について

○議長（加藤久民君） 日程第12、平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員会の調査結果についての報告を求めます。

平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員長、畠山直人君、はい、どうぞ。

〔平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員長 畠山直人君登壇〕

○平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員長（畠山直人君） 平成30年12月7日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員会委員長、畠山直人。

委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり岩泉町



議会会議規則第76条の規定により報告します。

記。1、調査事件、平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査。

2、調査の経過、第1回、平成30年9月14日、委員長、副委員長の互選。第2回、平成30年9月21日、論点整理、調査方法協議。第3回、平成30年10月9日、保健福祉課から補助制度、交付税制度の聴取。平成30年10月15日、30日、事実確認のための聞き取り調査。第4回、平成30年11月12日、聞き取り調査結果報告、調査の内容協議、調査検討結果の取りまとめ。

3、調査の結果または概要（意見）。（1）、平成29年度地域医療確保対策補助金の事務執行及び数値等に関しては、適正に処理されているものと認められた。（2）、地域医療の確保対策については、なお一層きめ細やかな対策に努めるべきである。

以上であります。

○議長（加藤久民君） これで平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員長報告を終わります。

---

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第4回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 4時23分）



この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

平成 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

---

署 名 議 員

坂 本 昇

---

署 名 議 員

三 田 地 和 彦

---

署 名 議 員

菊 地 弘 巳

---